



# 平成29年度(後期) 工事の生産性向上等説明会

平成29年12月



北陸地方整備局 企画部

※本資料は、国土交通省本省及び北陸地方整備局が作成した資料等により構成されています。

1. 建設業界の現状と最近の取組み
2. 生産性向上、働き方改革
  - ① 工事円滑化推進会議（4点セット等）
  - ② i-Constructionの推進
    - ・ICT技術の活用
  - ③ 週休二日に向けた取組み
  - ④ 社会保険等の加入の徹底
3. その他
  - ① 完成検査の留意点
  - ② 工事施工の円滑化Q & A

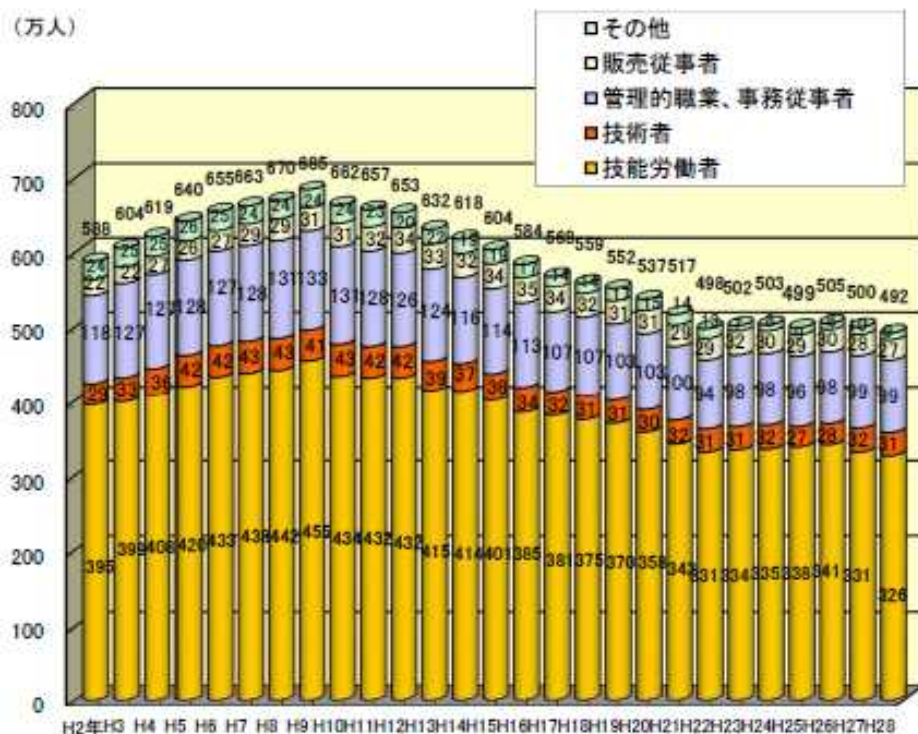
## 建設業就業者の推移

- 建設業就業者：685万人(H9) → 498万人(H22) → 492万人(H28)
- 技術者：41万人(H9) → 31万人(H22) → 31万人(H28)
- 技能労働者：455万人(H9) → 331万人(H22) → 326万人(H28)

## 建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が約34%、29歳以下が約11%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。

※実数ベースでは、建設業就業者数のうち平成27年と比較して55歳以上が約2万人減少、29歳以下は約2万人増加。



出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出  
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値。)



出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

# 年齢別の技能労働者数

H29(後期)工事の生産性向上等説明会  
国土交通省公共工事等発注機関連絡会(平成29年度資料より)



出典: 総務省「労働力調査」(2016年平均)を元に国土交通省で算出

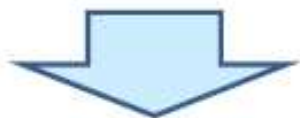
技能労働者の処遇改善	改正品確法等の趣旨の徹底	若者、女性の入職促進の取組強化等
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <b>適切な賃金水準の確保</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公共工事設計労務単価の適切な設定(5度目となる引上げをH29.3に実施)</li> </ul> </li> <li>➤ <b>社会保険の加入徹底</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成24年度より、関係者一体となった取組を実施</li> <li>○ H29.4から直轄工事において二次下請以下についても社会保険加入企業に限定</li> <li>○ 法定福利費を内訳明示した見積書の活用推進</li> </ul> </li> <li>➤ <b>建設キャリアアップシステムの構築</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 技能や経験に応じた適切な評価・処遇を実現</li> </ul> </li> <li>➤ <b>建設業における休日の拡大</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適正な工期設定の推進</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <b>歩切りの根絶</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 4度にわたり、実態調査等を実施(慣例等のため歩切りを行っていた全ての地方公共団体が廃止を決定)</li> </ul> </li> <li>➤ <b>ダンピング対策の強化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 低入札価格調査制度等の導入・活用を徹底(今後、未導入自治体に対し働きかけを強化)</li> </ul> </li> <li>➤ <b>発注の現場における改正品確法の趣旨の更なる徹底</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 品確法に基づく運用指針の的確な運用を促進(施工時期等の平準化等)</li> </ul> </li> </ul> <p>⇒ 担い手の中長期的な確保・育成のための適正な利潤を確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <b>若者や女性の活躍の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 優秀な若手に技術検定の受験資格を早期に付与</li> <li>○ 女性の担い手確保に向けて官民挙げた行動計画(H26.8策定)の実践</li> <li>○ 計画的な女性の入職・定着に取り組む建設企業等に対する支援</li> </ul> </li> <li>➤ <b>将来を見通せる環境の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安定的・持続的な建設事業の見通しの確保</li> </ul> </li> <li>➤ <b>教育訓練の充実強化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建設産業担い手確保・育成コンソーシアムにおいて、地域連携ネットワークによる教育訓練体系の構築を支援</li> </ul> </li> </ul>

## 建設生産システムにおける生産性の向上

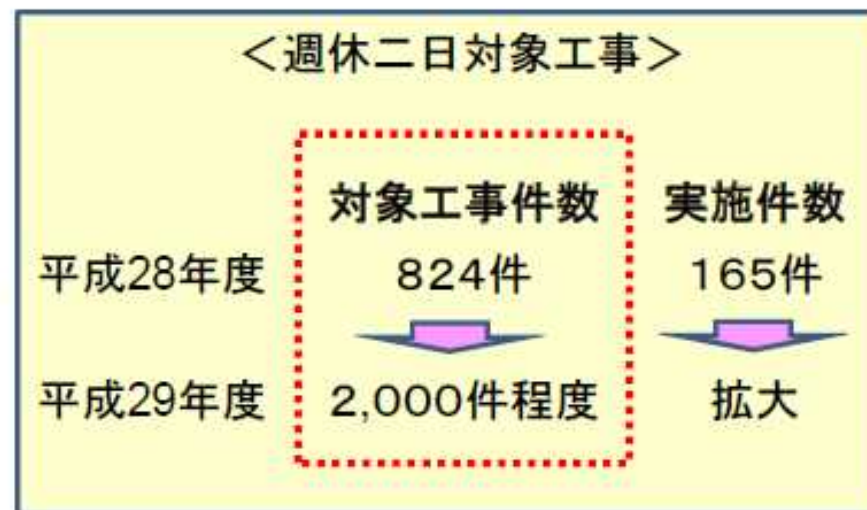
- **i-Constructionの推進**  
[ICTの全面的な活用(ICT土工)、コンクリート工の規格の標準化等]
- **技術や技能・経験等に応じた人材の配置**  
[現場配置技術者の効率的な活用(技術者配置に関する金額要件の引上げ等)]
- **施工時期等の平準化**  
[公共工事における施工時期等の平準化]
- **重層下請構造の改善**  
[行き過ぎた重層化の回避、適正な元下関係の促進等]

## 【直轄工事における週休二日取得の取組み】

- 施工時期の平準化
- 適正な工期設定
  - ・週休二日算定が可能な「工期設定支援システム」の導入
  - ・工事着手準備期間・後片付け期間の見直し
  - ・余裕期間制度の活用
- 週休二日を考慮した間接費の補正



週休二日を実施するための環境整備を行い  
**週休二日対象工事を拡大**



## 【地方公共団体等への展開】

- 国土交通省の取組みを地方公共団体等にも普及することにより、建設工事全体への拡大を推進

# 週休2日対象工事の拡大

- H26年度から週休2日対象工事を実施し、対象を順次拡大中。  
(H28年度：対象824件、実績165件 ⇒ H29年度：対象2,000件程度を予定)
- 今後も、現場の実態等を踏まえ、工期を自動算出する「工期設定支援システム」の高度化などの実施環境の整備・改善や、地方公共団体等への拡大により、建設現場の週休2日の実現に取り組む。

## 準備・後片付け期間の見直し

- 工事規模や地域の状況に応じて、準備・後片付けに最低限必要な日数を設定  
■ H29年度に見直しを行った工種

工種区分	準備期間		後片付け期間		最低必要日数
	現在の設定	最低必要日数	現在の設定	最低必要日数	
鋼橋架設工種	30~150日	90日	15~20日	20日	20日
PC橋工種	30~90日	70日	15~20日		
橋梁保全工種	30~50日	60日	15~20日		
舗装工種(新設工種)	30~50日	50日	15~20日		
舗装工種(修繕工種)	30~40日	60日	15~20日		
道路維持工種	30~50日	50日	15~20日		
河川維持工種	30~50日	30日	15~30日		
電線共同溝工種	30~50日	90日	15~20日		

## 工期設定支援システムの導入

※ 平成29年度より、維持工事を除き原則として全ての工事で適用

- 工期設定に際し、歩掛りごとの標準的な作業日数や、標準的な作業手順を自動で算出する工期設定支援システムを導入

### 工期設定支援システムの主な機能

- ① 歩掛りの標準的な作業日数を自動算出
- ② 雨休率、準備・後片付け期間の設定
- ③ 工種単位で標準的な作業手順による工期を自動作成
- ④ 工事抑制期間の設定
- ⑤ 過去の他種工事と工期日数の妥当性のチェック

### 工程表作成支援システム(イメージ)



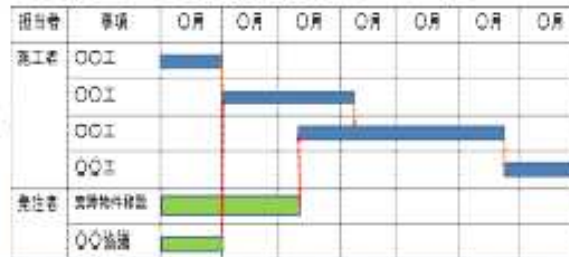
## 工事工程の受発注者間での共有

※ 平成29年度より、原則として全ての工事  
で適用

- 施工当初段階において、工事工程のクリティカルパスと関連する未解決課題の対応者・対応時期について共有することを受発注者間でルール化

### <工事工程共有の流れ>

- ① 発注者が示した設計図書を読み、受注者が施工計画書を作成
- ② 施工計画に影響する事項がある場合は、その内容と受発注者間の責任分担を明確化
- ③ 施工途中で受注者の責によらない工程の遅れが発生した場合は、それに伴う必要日数について必ず工期変更を実施



## 週休2日を考慮した間接工事費の補正

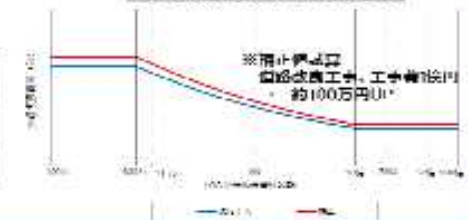
※ 平成29年度より適用

- 工期が長くなると安全施設類や現場事務所等のリース経費が嵩むことから、週休2日を実施した場合、実施期間に応じて共通仮設費と現場管理費を補正

### 共通仮設比率の解析事例

### 週休二日を考慮した間接費補正

共通仮設費	現場管理費
1.02倍	1.04倍



- 適正な工期の設定等を通じた週休2日の確保等の取組みが公共・民間問わず多くの工事へ広がるよう、週休2日確保に関する通達をはじめとした関連情報等を掲載する「週休2日応援サイト」を**H29.11.1に開設** ([http://www.mlit.go.jp/tec/tec\\_tk\\_000041.html](http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000041.html))
- あわせて、受発注者の情報を双方向で発信する**Facebookページを開設**し、建設現場における働き方改革をさらに促進

### Website掲載情報

#### 1. 週休2日応援ツール

工期の適正な設定等、週休2日の確保等を支援する情報を掲載

##### ① 工期設定支援システム

歩掛り毎の標準的な作業日数や標準的な作業手順を自動算出し工期設定を支援

##### ② 週休2日を考慮した間接費

共通仮設費1.02倍、現場管理費1.04倍に補正

##### ③ 実態を踏まえた工事着手準備期間・後片付け期間

準備や後片付けに必要な日数を工種毎に設定

#### 2. 週休2日確保に向けた発注者の取組み

地方整備局をはじめとした各発注者による、週休2日対象工事の発注など、働き方改革に関する取組み状況を掲載

#### 3. 「働き方改革・建設現場の週休2日」Facebookページ

国土交通省の取組み等に加え、建設企業が現場で実施している工夫などを、写真等を活用しつつ、情報発信

週休2日応援サイトのバナー

働き方改革・建設現場の  
週休2日応援サイト

国土交通省技術調査課をはじめ、  
関係ホームページにバナーを掲載

Facebookによる情報発信

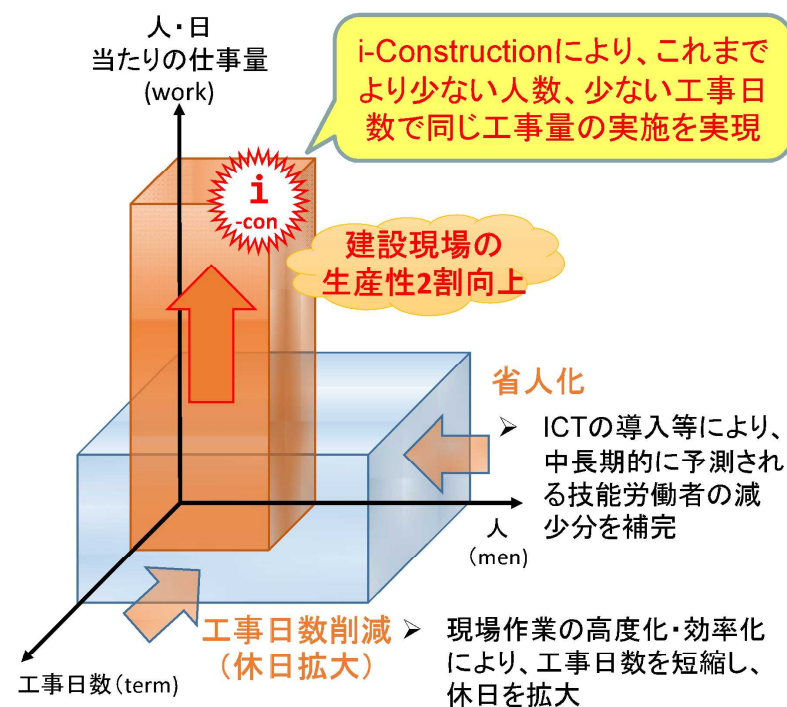




- 建設業は**社会資本の整備の担い手**であると同時に、社会の安全・安心の確保を担う、**我が国の国土保全上必要不可欠な「地域の守り手」**。
- 人口減少や高齢化が進む中であっても、これらの役割を果たすため、**建設業の賃金水準の向上や休日の拡大等による働き方改革**とともに、**生産性向上が必要不可欠**。
- 国土交通省では、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスでICT等を活用する「**i-Construction**」を推進し、建設現場の生産性を、**2025年度までに2割向上**を目指す。



## 【生産性向上イメージ】



## ICTの全面的な活用(ICT土工)

- 調査・測量、設計、施工、検査等のあらゆる建設生産プロセスにおいてICTを全面的に活用。
- 3次元データを活用するための15の新基準や積算基準を整備。
- 国の大規模土工は、発注者の指定でICTを活用。中小規模土工についても、受注者の希望でICT土工を実施可能。
- 全てのICT土工で、必要な費用の計上、工事成績評点で加点評価。

### 【建設現場におけるICT活用事例】

#### 《3次元測量》



ドローン等を活用し、調査日数を削減

#### 《3次元データ設計図》



3次元測量点群データと設計図面との差分から、施工量を自動算出

#### 《ICT建機による施工》



3次元設計データ等により、ICT建設機械を自動制御し、建設現場のICT化を実現。

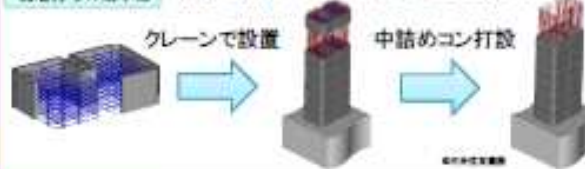
## 全体最適の導入 (コンクリート工の規格の標準化等)

- 現場毎の一品生産、部分別最適設計であり、工期や品質の面で優れた技術を採用することが困難。
- 設計、発注、材料の調達、加工、組立等の一連の生産工程や、維持管理を含めたプロセス全体の最適化が図られるよう、全体最適の考え方を導入し、サプライチェーンの効率化、生産性向上を目指す。
- 部材の規格(サイズ等)の標準化により、プレキャスト製品やプレハブ鉄筋などの工場製作を進め、コスト削減、生産性の向上を目指す。

規格の標準化 全体最適設計 工程改善

コンクリート工の生産性向上のための3要素

#### 現場打ちの効率化 (例) 鉄筋のプレハブ化、埋設型枠の活用

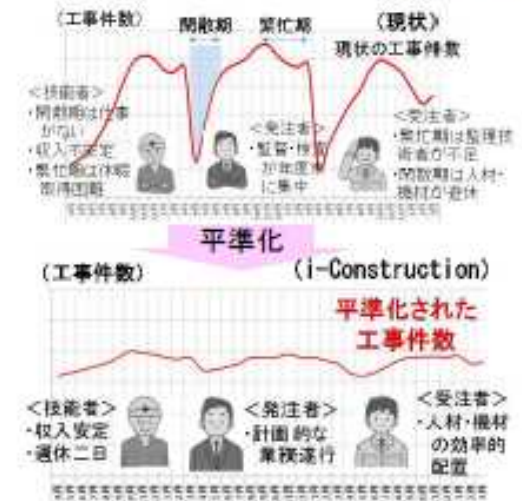
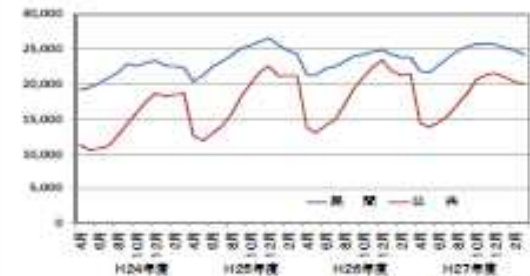


#### プレキャストの進 (例) 定型部材を組み合わせた施工



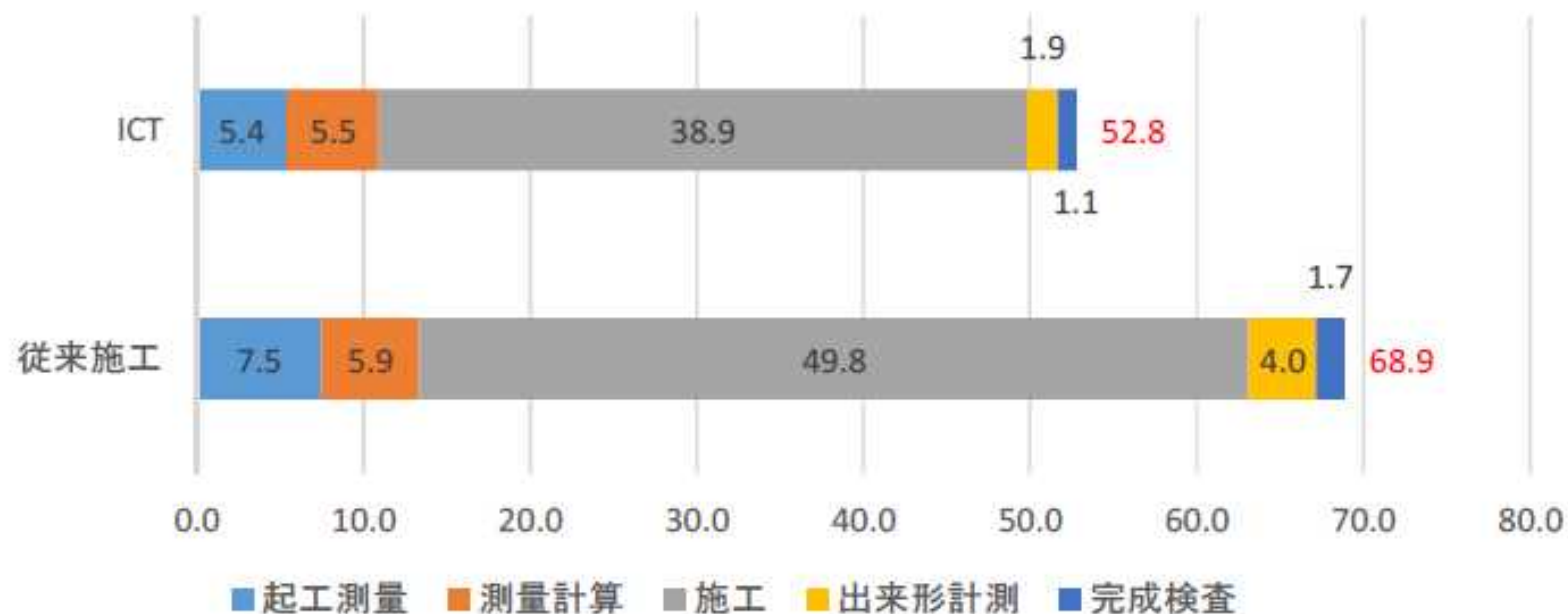
## 施工時期の平準化

- 公共工事は第1四半期(4~6月)に工事量が少なく、偏りが激しい。
- 限られた人材を効率的に活用するため、施工時期を平準化し、年間を通して工事量を安定化する。



起工測量から完成検査まで土工にかかる一連の作業時間について、ICT土工を実施した企業に調査したところ、平均23.4%の削減効果を確認。

### 起工測量～完成検査までの合計時間(平均)



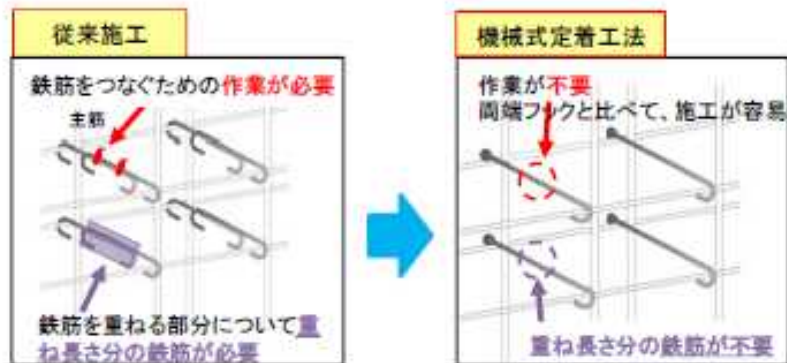
- ICT 施工 平均日数 52.8 日 (調査表より実績)
- 従来手法 平均日数 68.9 日 (平均土量に対する標準日当たり施工量)
- 合計時間 23.4 % 削減

(※)ICT活用工事受注者に対する活用効果調査より(調査表回収済36件の集計結果)

現場打ち、コンクリートプレキャスト(工場製品)それぞれの特性に応じ、施工の効率化を図る技術の普及により、コンクリート工全体の生産性向上を図る。

## 施工の効率化を図る技術・工法の導入

- 各技術を導入・活用するためのガイドラインを整備することで、これら**技術の普及・促進を図る**
- ⇒ H28は「機械式鉄筋定着工法」等のガイドラインを策定
- ⇒ 機械式鉄筋定着工法の採用により、**鉄筋工数・工期が従来比で1割程度削減**



【現在、ガイドライン整備中の技術】

技術・工法	策定期期
機械式鉄筋定着	H28.7策定
機械式鉄筋継手	H29.6策定
流動性を高めたコンクリートの活用	
埋設型枠	H29策定
鉄筋のプレハブ化	
プレキャストの適用範囲の拡大	

## コンクリート打設の効率化

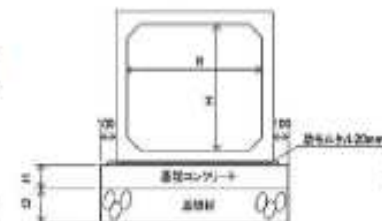
- コンクリート打設の効率化を図るため、個々の構造物に適したコンクリートを利用出来るよう、発注者の規定(※スランプ値規定)の見直し
- ⇒ **時間当たりのコンクリート打設量が約2割向上、作業員数で約2割の省人化**

- (※)スランプ値
- ・ コンクリートの軟らかさや流動性の程度を示す指標
  - ・ 値が大きい程、流動性が高く、施工効率が高いが、化学混和剤が必要



## プレキャストの活用

- プレキャストを活用する際、標準的な仕様を定めた要領を活用し、設計の効率化等を図る
- (L型擁壁、側溝、ボックスカルバート)



適正な工期を確保するための2か年国債(国庫債務負担行為)やゼロ国債を活用すること等により、公共工事の施工時期を平準化し、建設現場の生産性向上を図る。

平準化に向けた4つの取組み

①2か年国債※1の更なる活用  
適正な工期を確保するための2か年国債の規模を倍増

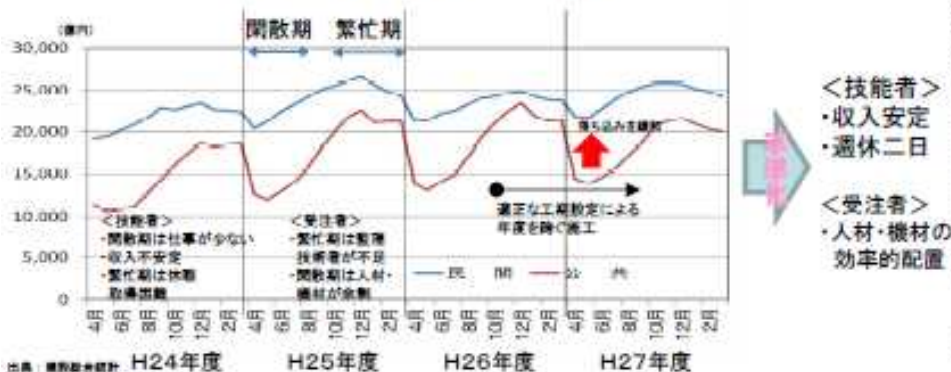
H27年度：約200億円 ⇒ H28年度：約700億円 ⇒ H29年度：約1,500億円

②当初予算における『ゼロ国債※2』の設定  
平準化に資する『ゼロ国債』を当初予算において初めて設定(約1,400億円)



(参考)28年度当初予算の2か年国債(約700億円)、28年度3次補正予算でのゼロ国債計上(事業費ベースで3,500億円)により、29年度前半においても平準化に取り組む。

< 建設工事の月別推移とその平準化 >



- <技能者>
  - ・収入安定
  - ・週休二日
- <受注者>
  - ・人材・機材の効率的配置

③地域単位での発注見通しの統合・公表  
国、地方公共団体等の発注見通しを統合し、とりまとめ版を公表する取り組みを、順次、全国展開



(参考)東北地方においてH25年度より実施

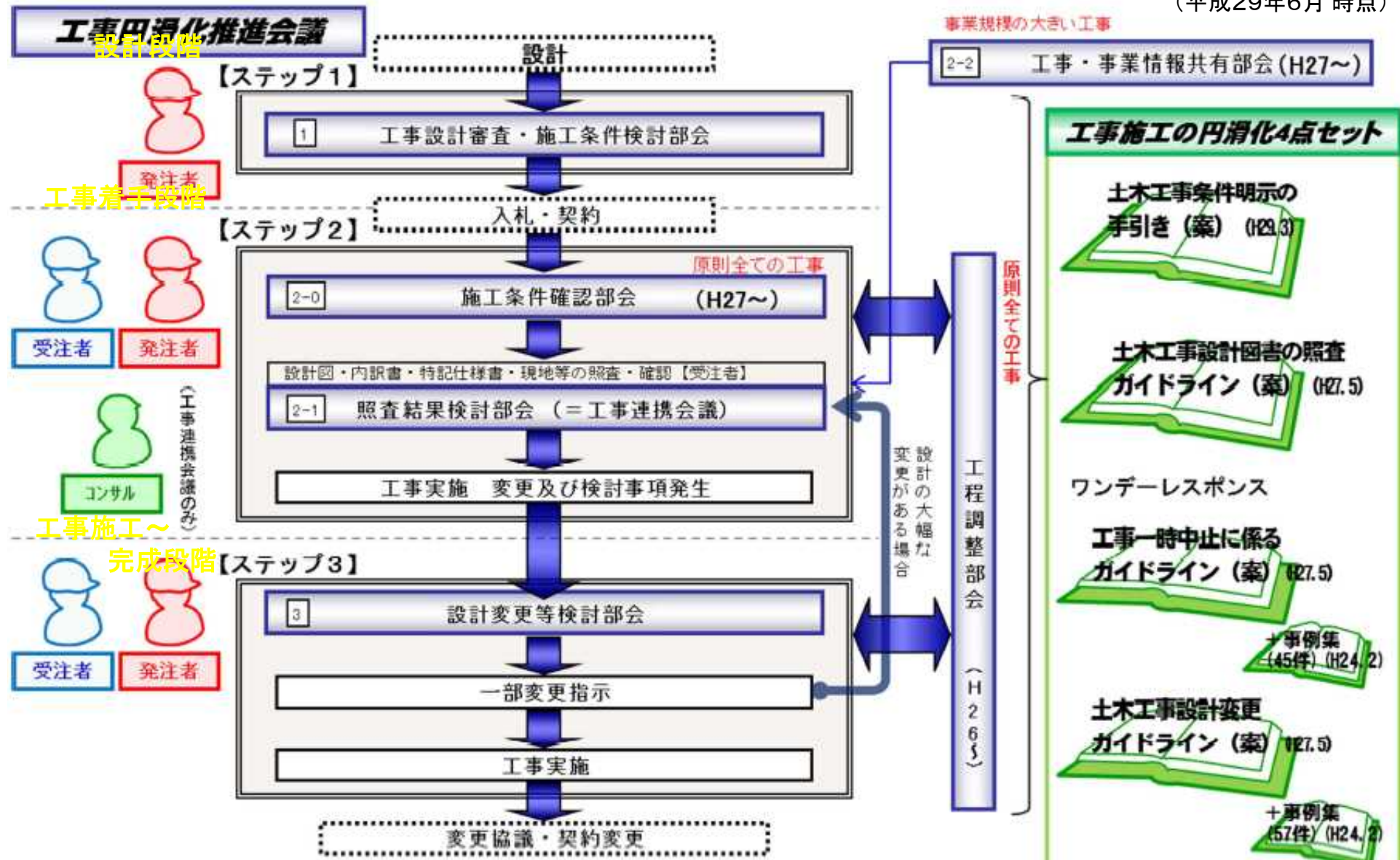
業界からは、技術者の配置計画、あるいは労務資材の手配について大変役立っているとの評価

④地方公共団体等への取組要請  
各発注者における自らの工事発注状況の把握を促すとともに、平準化の取組の推進を改めて要請

※1: 国庫債務負担行為とは、工事等の実施が複数年度に亘る場合、あらかじめ国会の議決を経て後年度に亘って債務を負担(契約)することが出来る制度であり、2か年度に亘るものを2か年国債という。  
※2: 国庫債務負担行為のうち、初年度の国費の支出がゼロのもので、年度内に契約を行うが国費の支出は翌年度のもの。

# 受・発注者のコミュニケーションの充実を図るための「工事円滑化推進会議」

(平成29年6月 時点)



注) 各部会は受注者からの発議でも開催可能 原則として、発注者が議事進行を行い、議事録を作成する。工事期間中はワンデーレスポンスを実施する。

## 工事円滑化推進会議の各部会の概要

段階	名称	概要	対象 工事	参加者	使用する ガイドライン
ステップ1	工事設計審査・ 施工条件 検討部会	発注にあたり設計内容、 仮設計画、協議状況、 条件明示等の確認・検 討	全ての 工事	【発】 副所長、事務所官クラス、 監督職員(予定)、発注担当課長、 係長、担当(土木・営繕・電気・機械)	・条件明示 チェックリスト (条件明示の手 引き(案))
ステップ2 /3	工程調整部会	工事の工程を受発注 者で共有し、調整を図 ることで効率的な工事 の進捗を目差す。 原則全ての工事で開催 する。		【発】 副所長、事務所官クラス、監督職員、 発注担当課長、係長、 担当(土木・営繕・電気・機械) 【受】 現場代理人、監理技術者等	
ステップ2	施工条件 確認部会	最新の施工条件を発 注者から受注者に説明 し、受発注者で施工条 件を確認する。 原則全ての工事で開催 する。		【発】 副所長、事務所官クラス、監督職員、 発注担当課長、係長、 担当(土木・営繕・電気・機械) 【受】 現場代理人、監理技術者等	・条件明示 チェックリスト (条件明示の手 引き(案))

## 受・発注者のコミュニケーションの充実を図るための「工事円滑化推進会議」(4点セット) 2/2

段階	名称	概要	対象 工事	参加者	使用する ガイドライン
ステップ 2	照査結果 検討部会	設計内容と課題の共有と、対応策の検討と決定を行う。	全ての工事	【発】 副所長、事務所官クラス、監督職員、 発注担当課長、係長、 担当(土木・営繕・電気・機械) 【受】 現場代理人、監理技術者等 (工事連携会議の場合) 【設】担当技術者	・土木工事設計図書の照査ガイドライン(案) 工事連携会議と兼ねての開催とできる。 必要に応じて、測量・地質調査技術者や、専門工事業者を参加させても良い。
	工事・事業 情報共有 部会	事業全体の目的、効果、スケジュールの概要を受発注者で共有し、円滑な施工、品質確保を目差す。	規模の大きい事業に関する工事にて実施(大規模構造物、WTO、複数年工事)	【発】 副所長、事務所官クラス、監督職員、 発注担当課長(土木・営繕・電気・機械) 【受】 現場代理人、監理技術者、 元請・下請の技術者等	元請本社事務社員なども参加可。 必要に応じて地域の方も参加頂く。
ステップ 3	設計 変更等 検討部会	現地条件・施工条件変更等に伴う設計変更について、取り扱いを決定し、円滑な変更協議を図る。	変更が伴う全ての工事	【発】 副所長、事務所官クラス、監督職員、 発注担当課長、係長、 担当(土木・営繕・電気・機械) 【受】 現場代理人、監理技術者等	・工事一時中止に係るガイドライン(案) ・土木工事設計変更ガイドライン(案)



## 1) 土木工事条件明示の手引き(案)の改訂

### ■～適正工期の設定(工期に影響する条件明示チェック強化)～

#### 【改定項目】

#### 2. 工程関係

- 3 関係機関協議との協議に未成率の物がある場合の制約等協議状況を追加
- 4 関係機関、自治体等との協議の結果、工程に影響を受ける特定条件協議状況を追加
- 6 地上物件・地下埋設物・埋蔵文化財等の事前調査・移設の制約協議状況を追加
- 9 概数発注・概略発注による発注工事の場合  
測量・地質の成果の有無  
別途業務への指示(測量・地質・設計)

#### 3. 用地関係

- 1 工事用地等に未処理部分がある場合  
協議・交渉状況を追加

#### 4. 公害関係

- 4 事業損失等、第三者に被害を及ぼすことが懸念される場合  
事業損失の説明書きに『家屋・工作物その他』を追加

## 2) 工事の一時中止に係るガイドラインの様式の追加

### ■工事一時中止に係るガイドライン(案)

#### 参考資料

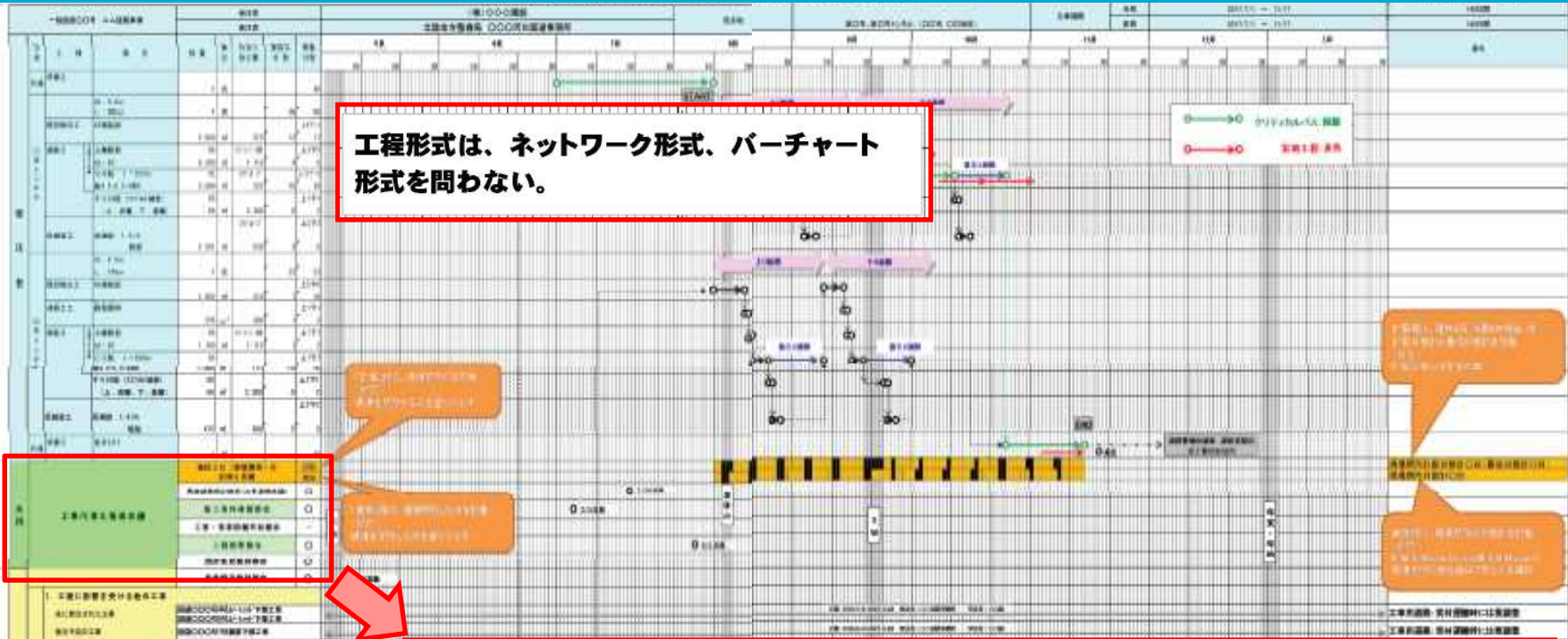
- 工事の一時中止に係る手続き様式へ  
変更協議に対する承諾様式を新規に追加

<b>追加</b>	(北陸地整版参考様式)
様式 No.58	平成〇〇年〇〇月〇〇日
支出費担当行担当官 北陸地方整備局長 氏 名 殿	
又は 分任支出費担当行担当官 北陸地方整備局 〇〇〇〇〇〇〇事務局長 氏 名 殿	
	(受 注 者) 住所 電話番号又は名称 代表者氏名 印
	〇〇工事に係る請負代金額の変更について(承諾)
	工 事 名 〇〇〇〇工事
	平成〇〇年〇〇月〇〇日付で協議のありました上記工事の一時中止に伴う請負代金額変更について、異存ありませんので承諾します。

# 工程管理(クリティカル工程共有表)

受注者が作成(実施工程)

工程形式は、ネットワーク形式、バーチャート形式を問わない。



発注者が作成(実施工程)

共用  工事円滑化推進会議	週休2日(現場閉所)の計画と実績	計画 実施
	照査結果検討部会(工事連携会議)	○
	施工条件確認部会	○
	工事・事業情報共有部会	-
	工程調整部会	○
	設計変更検討部会	○

## トプランナー施策(H29拡大・推進)

- **ICT土工の導入**
  - ✓ H28は584工事で実施、H29も引き続き推進
- **全体最適の導入(コンクリート工の規格の標準化等)**
  - ✓ H28は「機械式鉄筋定着工法」等の要素技術のガイドラインを策定、H29はこれらを構造物設計に活用
- **施工時期の平準化**
  - ✓ H28は700億円の2カ年国債等を活用
  - ✓ H29は2カ年国債を1,500億円に拡大、ゼロ国債1,400億円を設定
- **普及・促進に向けた取組**
  - ✓ H28は468箇所にて講習会を開催、36,000人以上が参加。H29も同規模の講習会を実施

## H29新規取り組み

- **ICT工種の拡大**
  - ✓ ICT舗装工・ICT浚渫工の導入(基準類等の整備)
  - ✓ i-Bridge(橋梁分野)の試行(3次元データによる設計の実施、センサー等のモニタリング技術の導入)
- **CIMの導入(全プロセスへの拡大)**
  - ✓ H28においてCIM導入ガイドラインを策定
  - ✓ 橋梁の他にトンネル等での3次元データによる設計の実施(試行)
  - ✓ 測量業務において3次元地形データ作成(試行)
- **産学官民の連携強化**
  - ✓ H29.1 i-Construction推進コンソーシアム設立
  - ✓ WG活動等を通じて建設現場への新技術を実装
- **普及・促進施策の充実**
  - ✓ H29より各整備局等において地方公共団体に対する相談窓口を設置
  - ✓ 整備局長表彰(H28工事等対象)等においてi-Con活用工事を出し
  - ✓ 検査体制の充実
  - ✓ i-Constructionロゴマークの作成

# ICT舗装工(H29.4~)

- 更なる生産性向上を目指して、舗装工にICTを全面的に導入する「ICT舗装」を平成29年度より取組開始
- 必要となる技術基準や積算基準を平成28年度に整備、平成29年4月以降の工事に適用



## □ 舗装工の生産性向上を図る上で必要な10の技術基準類を新設・改訂する。

名称		改訂/ 新設	本文参照先・概要
施工	ICTの全面的な活用の実施方針	改訂	<a href="http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000031.html">http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000031.html</a> ・ICT舗装工の定義やインセンティブ措置等
	土木工事数量算出要領(案)	改訂	<a href="http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/sr/yoryo2904.htm">http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/sr/yoryo2904.htm</a> ・3次元起工測量結果から、路盤工の平均厚さ区分の「平均厚さ」算出方法を記載
	土木工事施工管理基準(案) (出来形管理基準及び規格値)	改訂	<a href="http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou.html">http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou.html</a> ・路盤～表層に面管理を導入し、全数管理に応じた規格値の設定 ・厚さの管理項目を「目標高さ」管理への代替を可能とする。 ・個々の計測値に対する規格値を面計測による計測密度(多点観測)をふまえて改訂
	地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)	新設	<a href="http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000031.html">http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000031.html</a> ・ICT舗装工の面管理に必要な計測精度となるような精度確認ルール等を策定
	TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)	改訂	<a href="http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000031.html">http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000031.html</a> ・新設舗装において厚さを管理可能とする改訂
	写真管理基準(案)	改訂	<a href="http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou.html">http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou.html</a> ・新たに追加した出来形管理要領名称(地上型レーザースキャナー(舗装工事)、TS(舗装工事))の追記
検査	地方整備局土木工事検査技術基準(案)	改訂	<a href="http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou.html">http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou.html</a> ・面管理に伴う検査密度の規定の変更 (地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)(案)にふまえた修正)
	既済部分検査技術基準(案)及び同解説	改訂	<a href="http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou.html">http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou.html</a> ・面管理に伴う検査密度の規定の変更(地方整備局土木工事検査技術基準(案)に準じた変更)
	地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)(案)	新設	<a href="http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000031.html">http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000031.html</a> ・地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)に合わせて策定
	TSを用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)	改訂	<a href="http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000031.html">http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000031.html</a> ・TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)をふまえた修正
積算基準	ICT活用工事(舗装工)積算要領	新設	<a href="http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000031.html">http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000031.html</a> ・施工パッケージ化対応

# i-Construction推進に向けたロードマップ

H29(後期)工事の生産性向上等説明会  
国土交通省公共工事等発注機関連絡会(平成29年度資料より)

- 全ての建設生産プロセスでICTや3次元データ等を活用し、2025年までに建設現場の生産性2割向上を目指す。
- 建設現場の生産性向上に資する「i-Construction」を着実に進めるため、以下の取組を推進する。

項目	年度	～H28	H29	H30	H31	H32	H33～H37	
ICT活用に向けた取組	ICT土工	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基準類の改訂(検査等15基準、積算基準)、発注方式の決定(H27年度末)</li> <li>○発注・施工(ICT土工方式:直轄) ⇒584件実施中(H29.3現在)</li> <li>○人材育成(講習・実習) ⇒約36,000人参加</li> <li>○効果の確認、基準類・発注方式等の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基準類、発注方式等の見直し ⇒3次元UAV測量の基準緩和等</li> <li>○発注・施工(自治体に拡大)</li> <li>○人材育成(講習・実習)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各年度にPDCAサイクルを適用</li> <li>○ICT土工方式の拡大(直轄・自治体)</li> <li>○ICT活用・休日拡大の効果検証</li> </ul>				
	ICT舗装 ICT浚渫工	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基準類の改訂</li> <li>○積算基準策定</li> <li>○発注方式の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発注・施工(ICT舗装方式・ICT浚渫方式:直轄)</li> <li>○人材育成(講習・実習)</li> <li>○効果の確認・基準類・発注方式等の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各年度にPDCAサイクルを適用</li> <li>○ICT活用方式の拡大(直轄・自治体)</li> <li>○ICT活用・休日拡大の効果検証</li> </ul>				
	i-Bridge		<ul style="list-style-type: none"> <li>○橋梁上部のICT等適用範囲検討</li> <li>○基準類の改訂</li> <li>○積算基準策定</li> <li>○発注方式の決定</li> </ul>					
	他工種への拡大(トンネル、ダム、維持管理等)			<ul style="list-style-type: none"> <li>【トンネル、ダム、維持管理他】</li> <li>○ICT技術の適用性検討</li> <li>○必要な基準類、発注方式等の改訂</li> </ul>				
現場施工の効率化	コンクリート工	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現場施工効率化に関するガイドライン策定(機械式鉄筋定着(7月公表)、流動性を高めたコンクリート、機械式継手など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生産性向上に関するガイドライン策定(生産性向上に資する設計・施工における配慮事項の整理)</li> <li>○プレキャスト活用に向けたガイドライン策定(継手の性能評価方法、構架プレキャストの適用範囲拡大)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○直轄、自治体における活用拡大</li> <li>○PDCAの適用等(各年度)</li> </ul>				
	施工時期の平準化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○2か年国債の更なる活用 H27年度: 約200億円 ⇒ H28年度: 約300億円 ⇒ H29年度: 約1,200億円</li> <li>○当初予算における『ゼロ国債』の設定(約1,400億円)</li> <li>○地域単位での発注見通しの統合・公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国債の更なる活用、自治体における取組拡大等により4～6月の工事稼働率を向上</li> </ul>					
3Dデータの活用	3Dデータの利活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○3Dデータ利活用方針の策定</li> <li>○CIMガイドライン整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○3Dデータ利活用ルールの整備</li> <li>○プラットフォーム構築</li> <li>○建設生産プロセス全体における3次元モデル構築と適用拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○オープンデータ化</li> </ul>				
	コンソーシアム設置(目標:KPI設定、マネジメント)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○i-Construction推進コンソーシアムの設立(1/30)</li> <li>○KPIの設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○コンソーシアム運営(企画委員会、技術開発WG、3Dデータ流通WG、海外標準WG)</li> <li>○現場の実態調査等による進捗・効果の確認・検証</li> <li>○生産性の向上効果を把握するためのKPIの継続的な検討</li> </ul>					
民間連携の体制構築		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ICT工事仲介</li> <li>○ICT工事発注自治体数</li> <li>○休日の拡大(日/工事・4週)</li> <li>○2020年までに4週に1日増</li> </ul>						

新3K(給与が良い、休暇がとれる、希望がもてる)の魅力ある建設現場を実現  
Society 5.0を支えるインフラマネジメントシステムの構築

H31年に標準、トンネル、ダム、舗装の部類、維持管理へのICT導入拡大

# 建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン

## 1. ガイドラインの趣旨等

- 働き方改革実行計画(H29.3.28)において、一定の猶予期間の後、**建設業に時間外労働の罰則付き上限規制を適用**することとされた。
- これに向けて、**建設業の生産性向上に向けた取組と併せ、適正な工期の設定等**について民間も含めた発注者の取組が必要。
- 本ガイドラインは、**受注者・発注者が相互の理解と協力の下に取り組み**べき事項を指針(手引き)として取りまとめたもの。

## ガイドラインの内容

### 2. 時間外労働の上限規制の適用に向けた基本的な考え方

- (1) 受発注者は、法令を順守し、**双方対等な立場**に立って、請負契約を締結
- (2) 受注者の役割 : **適正な工期での請負契約(長時間労働を行うことを前提としない)**
- (3) 発注者の役割 : **適正な工期での請負契約(施工条件等の明確化)**
- (4) 受発注者は、工事实施前に**情報共有**を図り、各々の**役割分担の明確化**

### 3. 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組

- (1) **適正な工期設定・施工時期の平準化**(週休2日等休日の確保、準備・後片付け、作業不可能日、必要となる共通仮設費などを請負代金に適切に反映、「工期のダンピング」を行わない、適切な工期変更、施工時期の平準化)
- (2) **社会保険の法定福利費や安全衛生経費の確保**(社会保険の法定福利費などの必要経費について、請負代金内訳書に明示)
- (3) **生産性向上(受発注者の連携、工事現場のICT化等による施工の効率化)**
- (4) **下請契約における取組**(適正な工期を設定、できる限り現金払い、日給制の技能労働者等の処遇水準に留意、一人親方の長時間労働の是正や週休2日の確保等)
- (5) **適正な工期設定等に向けた発注者支援の活用(CM企業等の外部機関の活用)**

# 土木工事における適切な工期設定の考え方

## 1. 工期設定

### ① 準備期間

工種	準備期間	工種	準備期間
河川工事	40日	舗装工事（修繕）	60日
河川・道路構造物工事	40日	共同溝等工事	80日
海岸工事	40日	トンネル工事	80日
道路改良工事	40日	砂防・地すべり等工事	30日
鋼橋架設工事	90日	道路維持工事*	50日
PC橋工事	70日	河川維持工事*	30日
橋梁保全工事	60日	電線共同溝工事	90日
舗装工事（新設）	50日		

記載がない工種区分については、最低30日

② 施工に必要な実日数：作業日当たり標準作業量から必要な日数を算出

③ 雨休率：休日と降雨降雪日の年間の発生率を設定

④ その他の不稼働日：工事の性格、地域の実情等を考慮して必要に応じて日数加算

⑤ 後片付け期間：最低限必要な日数20日

⑥ 工期設定日数の確認：上記①～④で設定した日数の合計日数をこれまでの同種類似工事の実際にかかった工期と比べることにより、工期日数の妥当性を確認

⑦ 工期設定の条件明示：設定された工期に特記事項がある場合には、特記仕様書に条件を明示

⑧ 工期設定支援システムの活用

## 2. 工事工程クリティカルパスの共有

(1) 工事工程クリティカルパスの共有方法 → 「工程調整部会」クリティカル工程共有表

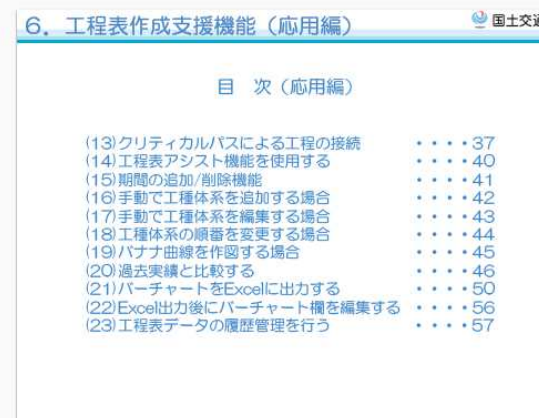
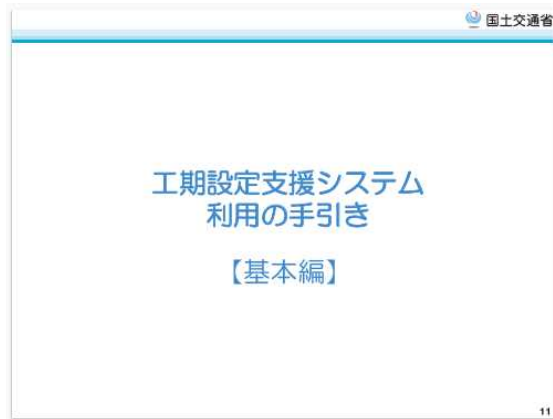
(2) 工事工程クリティカルパスの変更が生じた場合の措置

受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更

（受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した、工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた、資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた、その他特別な事情により全体工程に影響が生じた）



# 工期設定支援システム（国土交通省HPからダウンロード出来ます）



The screenshot shows the MLIT website interface. The main navigation bar includes 'Home', 'About MLIT', 'News', 'Policy/Plan/Program', 'Open Data', and 'Contact Us'. The 'Policy/Plan/Program' menu is highlighted. Below the navigation, there are sections for 'Technical Research' and 'New Information'. A red circle highlights a link in the 'New Information' section: '【国土交通省HP】「工期設定支援システム」のダウンロードについて'. Below this, there is a detailed announcement regarding the system's release and availability. At the bottom, there is a 'Download' section with a red circle around the link: '工期設定支援システムダウンロード'. The link is labeled '工期設定支援システムダウンロード'.

# オンライン講座「建設業生産性向上教室」動画の紹介

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成29年 7月13日  
土地・建設産業局  
建設市場整備課

## 地域建設産業の生産性向上を支援するためのコンテンツをとりまとめました ～オンライン講座「建設業生産性向上教室」の講義動画等～

国土交通省では、中小・中堅建設企業の生産性向上に向けた取組を支援するため、昨年度、オンライン講座「建設業生産性向上教室」を期間限定で開講し、多くの方に受講いただきました。

この度「建設業生産性向上教室」の講義動画をウェブサイトに掲載するとともに、生産性向上手法を学ぶ上で参考となるコンテンツをとりまとめましたので、ぜひご活用ください。

国土交通省では、昨年度、中小・中堅建設企業の生産性向上に向けた取組を支援するためのオンライン講座「建設業生産性向上教室」を期間限定で開講し、建設業に関わる4,444名もの方に受講いただきました。

さらに多くの方に建設現場における生産性向上手法を学んでいただくため、「建設業生産性向上教室」の講義動画をウェブサイトに掲載するとともに、生産性向上手法の見える化等が盛り込まれた「地域建設産業生産性向上ベストプラクティス等研究会報告書」をとりまとめました。

### 1. 建設業生産性向上教室（講義動画）

〈概要〉「利益は現場から」をキーワードとした生産性向上にスポットを当てた講座であり、各回約10分×全12回で構成されております。

〈サイトアドレス〉<http://genba-go.jp/movie/>

### 2. 地域建設産業生産性向上ベストプラクティス等研究会報告書

〈概要〉「生産性向上ベストプラクティスの見える化」および製造業の生産管理手法を参考に建設業が今後取り組むべき事項を整理した「建設生産管理モデル」に係る報告書をとりまとめました。

〈サイトアドレス〉<http://www.yoi-kensetsu.com/seisan/>

＜本件に関する問合せ先＞  
国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課  
電話 03-5253-8111（代表）  
03-5253-8281（直通）  
FAX 03-5253-1555  
担当 中野、渡邊（内線24826、24824）

配信開始日	講座内容
第1週: 12月13日～	第1章 生産性向上に向けて
	第2章 適正な工程管理[1]
	第3章 適正な工程管理[2]
第2週: 12月20日～	第4章 現場関係者とのコミュニケーション[1]
	第5章 現場関係者とのコミュニケーション[2]
第3週: 12月27日～	第6章 適正な原価管理[1]
	第7章 適正な原価管理[2]
第4週: 1月10日～	第8章 労働安全と生産性
	第9章 省力化工法・情報化施工
第5週: 1月17日～	第10章 年間業務の平準化
	第11章 社内業務の効率化
第6週: 1月24日～	第12章 人材の育成

## 建設現場へGO!

一見する、知る、聞く、建設産業のJobポータル

建設業の資格 動画 イベント サイト情報 モニター入力して欲しい 検索

カテゴリー 地域 専門業種 対象 目的

<p>【建設業生産性向上教室】1. 生産性向上に向けて ◎再生時間：再生時間：10:20分 2017.07.12</p>	<p>【建設業生産性向上教室】2. 適正な工程管理① ◎再生時間：再生時間：11:30分 2017.07.12</p>	<p>【建設業生産性向上教室】3. 適正な工程管理② ◎再生時間：再生時間：14:06分 2017.07.12</p>	<p>【建設業生産性向上教室】4. 現場関係者とのコミュニケーション① ◎再生時間：再生時間：10:50分 2017.07.12</p>	<p>【建設業生産性向上教室】5. 現場関係者とのコミュニケーション② ◎再生時間：再生時間：16:07分 2017.07.12</p>
<p>【建設業生産性向上教室】6. 適正な原価管理① ◎再生時間：再生時間：17:13分 2017.07.12</p>	<p>【建設業生産性向上教室】7. 適正な原価管理② ◎再生時間：再生時間：14:56分 2017.07.12</p>	<p>【建設業生産性向上教室】8. 労働安全と生産性 ◎再生時間：再生時間：12:46分 2017.07.12</p>	<p>【建設業生産性向上教室】9. 省力化工法 情報化施工 ◎再生時間：再生時間：14:54分 2017.07.12</p>	<p>【建設業生産性向上教室】10. 年間業務の平準化 ◎再生時間：再生時間：09:54分 2017.07.12</p>
<p>【建設業生産性向上教室】11. 社内業務の効率化 ◎再生時間：再生時間：13:32分 2017.07.12</p>	<p>【建設業生産性向上教室】12. 人材の育成 ◎再生時間：再生時間：12:05分 2017.07.12</p>	<p>建設業で働くこれからの生きかた ◎再生時間：再生時間：16:31分 2017.03.30</p>	<p>【自分から学ぶ！建設女子】新開建設業協会 ◎再生時間：再生時間：01:47分 2017.02.03</p>	<p>第1弾CM「道路を走る編」鹿児島県建設業協会 ◎再生時間：再生時間：0:15分 2017.01.17</p>

# オンライン講座「建設業生産性向上教室」動画の紹介

【建設業生産性向上教室】1. 生産性向上に向けて

## 2. 本当に利益は現場から生まれるのか ★

**改善活動による省力化**

A ムダな動きをなくす B 手すき・手待ち・手戻りをなくす  
C 不良による手直しをなくす

**省人化による工期短縮**  
少人化(活人化)による工数削減

**生産性向上**

▶ 6:57 / 10:20

【建設業生産性向上教室】1. 生産性向上に向けて

## 2. 本当に利益は現場から生まれるのか

①省力化(1歩、1秒、1円)

**A. ムダな動きをなくす**

1. 探すムダ 2. 運ぶムダ 3. 前準備、片づけのムダ

**B. 手すき(作業と作業の間)・手待ち・手戻りをなくす**

手すき → → 手待ち → → 手戻り → →

**C. 不良による手直しをなくす**

▶ 5:05 / 10:20

【建設業生産性向上教室】1. 生産性向上に向けて

## 2. 本当に利益は現場から生まれるのか

②省人化(8時間でしていた仕事を6時間でやる)

8時間 → 6時間

$0.8人 \times 5日 = 1人 \times 4日$

③少人化(活人化)(5人でしていた仕事を4人でやる)

5人 → 4人

~~$5日 \times 5人 = 25人 \cdot 日$~~  →  ~~$5日 \times 4人 = 20人 \cdot 日$~~


▶ 6:45 / 10:20

# オンライン講座「建設業生産性向上教室」動画の紹介

【建設業生産性向上教室】2. 適正な工程管理①

## 1. 工程管理するとなぜ生産性が上がるのか

- 生産性向上
- 現場のムダを削減
- 現場のムダの見える化
- 人、機械、材料、作業方法が見える工程表



0:45 / 11:29


【建設業生産性向上教室】3. 適正な工程管理②

## 3. ②行き方を変えよ

いつもと違う方法で施工しているか

### 工期短縮5つの手法

① 増やす	人数を増やす・機械を大きくするか増やす	作業編成を増やす
② 伸ばす	1日の作業時間を伸ばす	1日の作業時間を延長したり、稼働日を増やす
③ 並行	作業を同時並行で実行する	2つの作業を同時に行う
④ 外部	作業を外部で実施する	作業そのものを外部に委託
⑤ 効率化	作業を効率化する	省力化、機械化、ICTの活用、工法・材料の変更



4:45 / 14:06


【建設業生産性向上教室】3. 適正な工程管理②

## 4. ③ムダを省け

4Mのムダが見えているか

### 工程遅延の理由

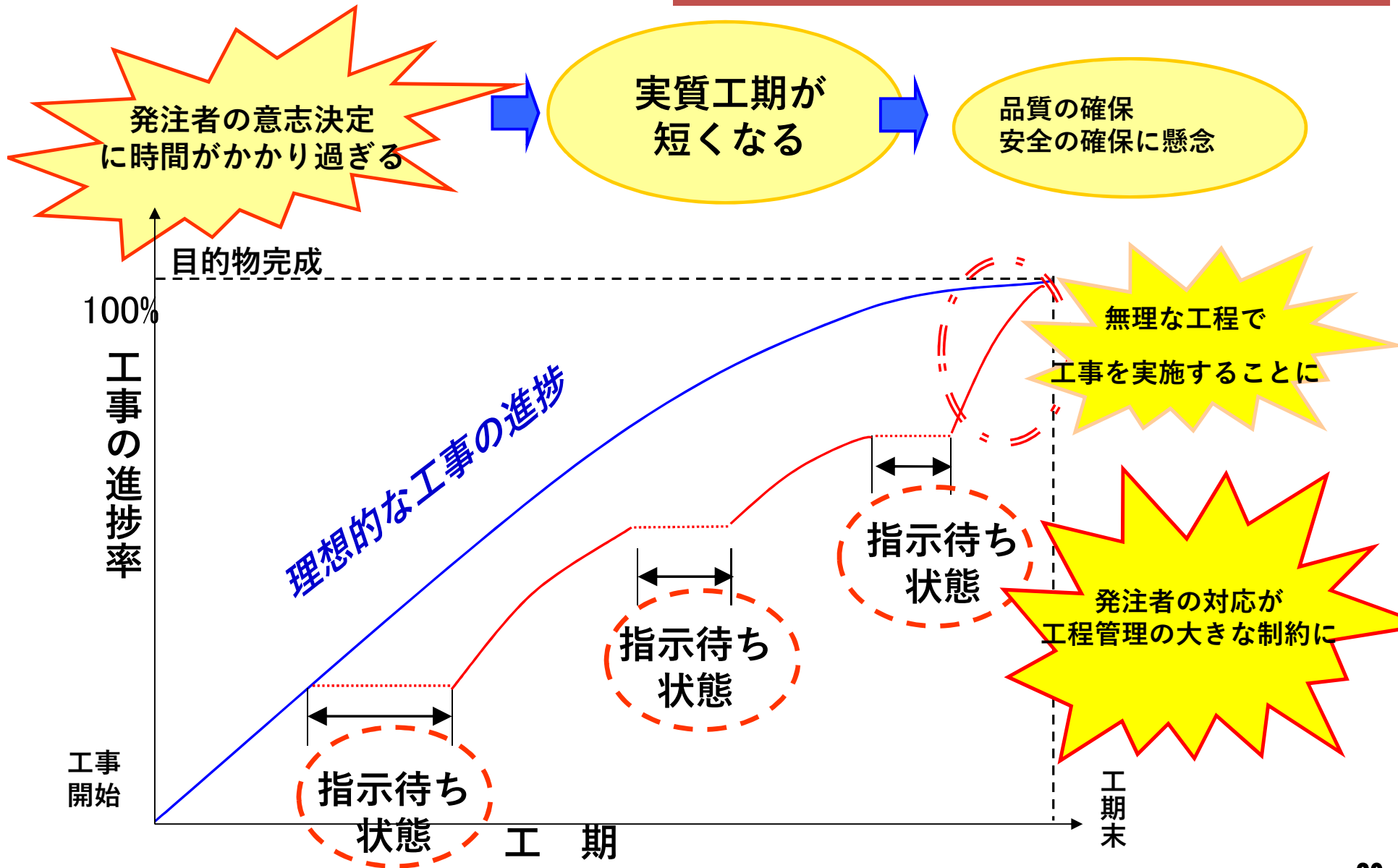
<b>1. 内部要因</b>	<b>■ 人的要因</b> 人手不足、能力不足、やる気不足	<b>■ 材料要因</b> 納期遅延、数量不足、不具合、施工ロス
	<b>■ 設備要因</b> 台数不足、能力不足、稼働時間不足	<b>■ 方法要因</b> 手待ち、手戻り、手直し
<b>2. 外部要因</b>	天気	発注者
	協力会社	近隣住民
	利害関係者	



5:53 / 14:06

# ワンデーレスポンス

工程管理に発注者対応が大きな影響



## はじめに 現状と課題

- ・建設工事の現場での災害により、年間約400名もの尊い命がなくなっていることを重く受け止め、災害撲滅に向けて一層の実効性のある取組を推進する必要がある。
- ・一人親方等は、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、特段の対応が必要である。
- ・建設工事従事者の高齢化が進行している中、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務である。

## 第1 基本的な方針

1. 適正な請負代金の額、工期等の設定
2. 設計、施工等の各段階における措置
3. 安全及び健康に関する意識の向上
4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

## 第2 政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等
  - (1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等
    - ・安全衛生経費については、実態を把握するとともに、それを踏まえ、適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を検討し、実施する。
  - (2) 安全及び健康に配慮した工期の設定
    - ・休日等の日数を確保するなど適切な工期が定められる等の環境を整備する。
    - ・施工時期を平準化する等、計画的な発注を実施する。
2. 責任体制の明確化
3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施
  - (1) 建設業者間の連携の促進
    - (2) 一人親方等の安全及び健康の確保
      - ・一人親方等が業務中に被災した災害を的確に把握する。
      - ・一人親方等に対して、安全衛生に関する知識習得等を支援する。
    - (3) 特別加入制度への加入促進等の徹底
      - ・一人親方で特別加入していない者の実態を把握し、一人親方に対する労災保険の特別加入制度への加入の積極的な促進を徹底する。
4. 建設工事の現場の安全性の点検等
  - (1) 建設業者等による自主的な取組の促進
  - (2) 工法や資機材等の開発普及の促進
    - ・i-Constructionを推進するとともに、生産性向上にも配慮した安全な工法等の研究開発及び普及を推進する。
5. 安全及び健康に関する意識の啓発
  - (1) 安全衛生教育の促進
  - (2) 安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

### 第3 総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策
  - (1) **社会保険等の加入の徹底**
    - ・法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保及び社会保険等の加入の徹底について実効性のある対策を推進する。
  - (2) **建設キャリアアップシステムの活用推進**
  - (3) 「働き方改革」の推進
    - ・**適正な工期設定、週休二日の推進等の休日の確保、適切な賃金水準の確保等、建設業における働き方改革を進める。**
2. **墜落・転落災害の防止対策の充実強化**
  - (1) 労働安全衛生法令の遵守徹底等
    - ・労働安全衛生規則に基づく措置の遵守徹底を図る。
    - ・労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等の一層の普及のため、実効性のある対策を講ずる。
  - (2) 墜落・転落災害防止対策の充実強化
3. 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた先進的取組
4. 基本計画の推進体制
  - (1) 関係者における連携、協力体制の強化
  - (2) 調査・研究の充実
5. 施策の推進状況の点検と計画の見直し
  - ・策定後2～3年で調査等を行った上で、本基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、速やかにこれを変更する。



# 国土交通省直轄工事における社会保険等未加入対策の強化について

## 【平成26年8月からの対策】

- ・ 工事を実施する元請業者・一次下請業者（下請契約3千万円以上）を社会保険等加入業者に限定
- ・ 未加入の一次下請業者（下請契約3千万円以上）と契約した場合、特別な事情がなければ、受注者（元請業者）に対し、当該下請金額の10%の制裁金の徴収、指名停止及び工事成績評定の減点を実施
- ・ 二次下請以下の未加入業者は、建設業許可部局へ通報（下請契約3千万円以上）

## 【平成27年8月からの対策】

- ・ 一次下請を社会保険等加入業者に限定する対策について、下請契約3千万円未満の工事においても試行

これらの取組に加えて、

## ●平成29年4月からの対策強化

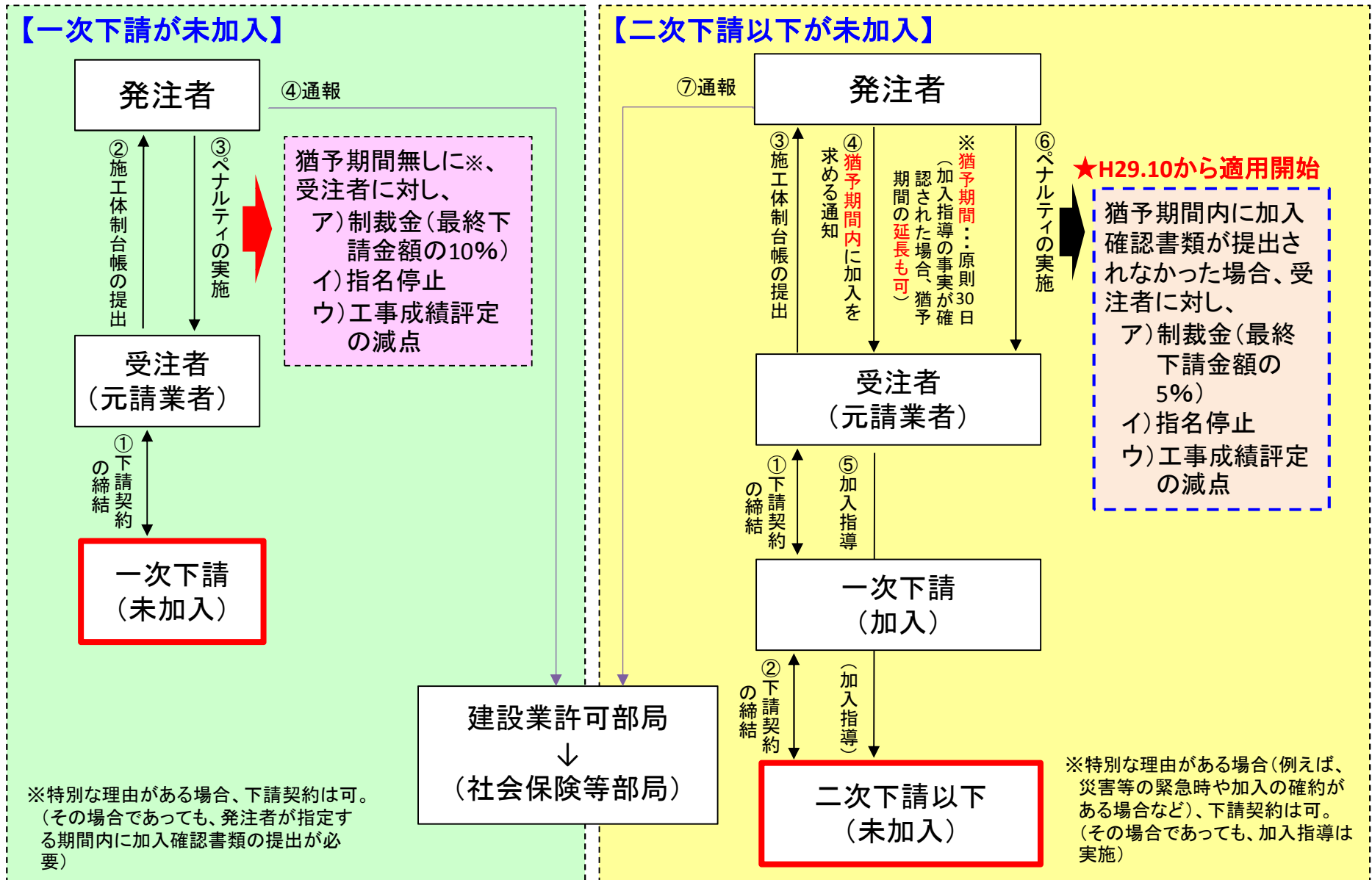
- ① 二次下請以下についても、社会保険等加入業者に限定することを実施し、受注者（元請業者）に対し、30日の猶予期間内※での加入指導を求める（加入指導の事実が確認された場合、猶予期間の延長可）。

※猶予期間・・・社会保険等未加入業者である下請業者が直ちに工事の施工から排除されることのないよう、当該未加入業者に対して加入を促す期間

## 【平成29年10月から適用】

- ② ①の期間内に加入確認書類が提出されなかった場合、受注者（元請業者）に対し、制裁金（当該下請金額の5%）、指名停止及び工事成績評定の減点を実施。

# 国土交通省直轄工事における社会保険等未加入対策の強化について



# 国土交通省直轄工事における社会保険等未加入対策の強化について

- 発注者と建設業所管部局が連携した建設業者の社会保険等未加入対策マニュアルについて

事務連絡  
平成29年10月30日

北陸ブロック発注者協議会幹事会委員 殿  
北陸ブロック発注者協議会各県部会長 殿  
北陸ブロック発注者協議会各県部会委員 殿  
(北陸地方整備局管内 市町村)

北陸ブロック発注者協議会 幹事長  
(北陸地方整備局企画部長)

「発注者と建設業所管部局が連携した建設業者の社会保険等未加入対策マニュアル  
について」の送付について

今般、「発注者と建設業所管部局が連携した建設業者の社会保険等未加入対策について」  
(平成26年5月16日付け国地契第4号、国官技第23号、国営管第40号、国営計第11号、  
国土建第8号、国港総第34号、国港技第7号、国空予管第49号、国空安保第31号、国空  
交企第54号、国北予第5号)の一部が改正されましたので、「発注者と建設業所管部局が  
連携した建設業者の社会保険等未加入対策マニュアル」及び、建設業における社会保険  
等未加入対策の概要を送付します。

担当：北陸ブロック発注者協議会 事務局  
TEL 025-280-6880 (代)  
FAX 025-280-6861  
mail hinkaku@trr.mlit.go.jp  
北陸地方整備局  
企画部 技術検査官 南 (ex.3124)  
技術管理課 工事品質確保係 高島 (ex.3286)

本マニュアルは、「発注者と建設業所管部局が連携した建設業者の  
社会保険等未加入対策について」(平成26年5月16日付け国地契第4  
号、国官技第23号、国営管第40号、国営計第11号、国土建第8号、国  
港総第34号、国港技第7号、国空予管49号、国空安保第31号、国空交  
企第54号、国北予第5号。以下「本通知」という。)に関する運用の考え  
方や各種様式の参考例を示したものである。

～目次～

1. 手続フロー
2. Q&A集
3. 各種様式例
4. 工事打合せ簿記載例
5. 参考資料

発注者と建設業所管部局が連携した建設業者の  
社会保険等未加入対策マニュアル

平成27年6月23日  
国土交通省

(平成29年10月2日一部改正)

# 標準見積書を活用した法定福利費の確保

社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書の下請企業から元請企業への提出を平成25年9月末から一斉に開始(第3回社会保険未加入対策推進協議会(平成25年9月26日)において申し合わせ)。

## 1. 問題意識

- 技能労働者の保険加入を進めるためには、法定福利費の確保が重要。
- これまでの取引慣行では、トン単価や平米単価による見積りが一般的で、法定福利費がどのようになっているのかが下請も元請も把握できていない。
- このため、見積りに当たって従来の総額単価だけではなく、その中に含まれる法定福利費を内訳として明示することで、必要な法定福利費を確保する。

## 2. 関係者の取組

### 【発注者】

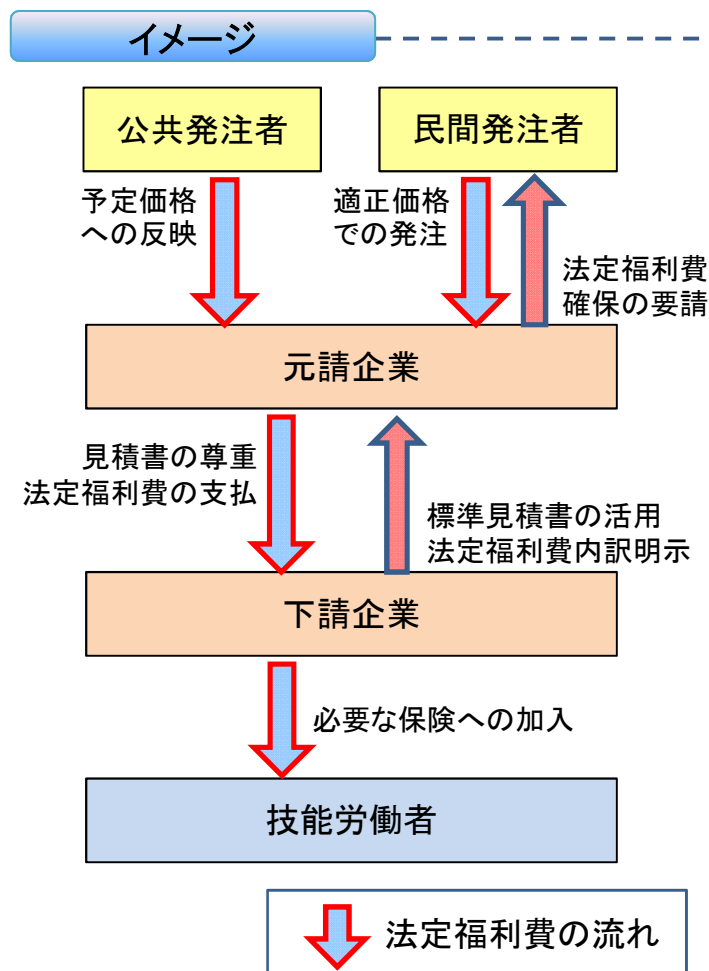
- 直轄工事においては、土木工事の現場管理費率式や建築工事の複合単価・市場単価(事業主負担分)、公共工事設計労務単価(本人負担分)において、労働者全員分の社会保険料を予定価格に反映。
- 国交省や総合工事業団体から、他省庁、地方公共団体、民間発注者等に対し、法定福利費を含む適正価格での発注を要請。

### 【元請企業】

- 専門工事業者に対し、法定福利費が内訳明示された見積書の提出を指導するとともに、提出された場合は尊重し、適切な法定福利費を支払い。

### 【下請企業】

- 標準見積書(専門工事業団体作成)の活用等により、法定福利費が内訳明示された見積書を元請企業に提出。
- 技能労働者を必要な保険に加入させる。



## 検査にあたっての留意点（施工体制一般）

### (1) 施工計画書

- ・NETIS・情報化施工等の新技術活用について、施工計画の記述がない。
- ・社内目標値を実現するための施工計画に記述がない。
- ・入札時の技術提案の内容が施工計画に記載されていない



- ・『施工計画書』は当該現場にあった具体的な内容となっていることが大切

### (2) 施工体制台帳

- ・H24.11月以降の契約については、**社会保険の加入の記載**が必要。
- ・国債工事等の工期の長い工事で、**下請の建設業の許可証が期限切れのもの**が見受けられる。
- ・2次、3次等の下請け次数の高い台帳に、請書等について**資材支給等の契約条件**の明示のないものがある。

### (3) 品質証明

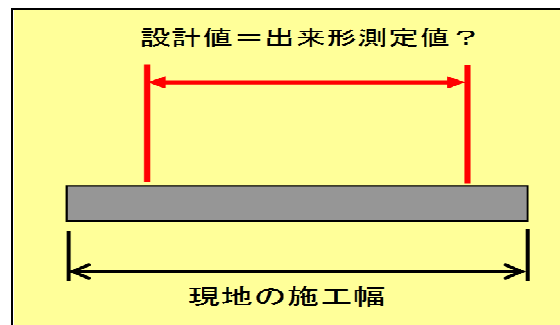
- ・品質証明書(様式)のみの提出で、**具体的なチェック内容の提示・説明**がない。
- ・品質証明員は、工事のポイントを把握し**適切な確認**が必要。
- ・同種工事の**経験がある品質証明員**が望ましい。

## 検査にあたっての留意点（施工管理一般）

- (1) 工事着手前には、設計図書の照査が必要。
  - ・「土木工事設計図書の照査ガイドライン」の活用。
- (2) 施工計画書が着手前に提出されていない。
  - ・一時中止が指示されたが、基本計画書が作成されていない。
  - ・ASP活用工事においては、電子検査を念頭において書類整理を行うこと。
- (3) 施工計画書の内容と現場の施工方法、施工体制が整合していない。
  - ・施工状況の写真と施工計画の内容が合わない。
  - ・施工体制が変更になっても、計画書が修正されていない。
- (4) 立会確認において、設計図書や施工計画書に示す以上の項目について実施している場合がある。
  - ・設計図書、施工計画書に記載された回数を基本とする。
  - ・必要以上に立会を求めない。
  - ・メール、ASPを活用し計画的な立会計画とする。
- (5) 書類の簡素化が行われていない。
  - ・ASP活用工事では、紙の書類は不要。
  - ・提出する書類と提示でよい資料の確認 「H25共通仕様書の改訂」
  - ・提出不要の書類を作成している。 [完成(中間、既済)写真、ヒストグラム(出来高)等]
- (6) 工事材料の適切な保管
  - ・シート、台木等による保管状況写真はあるが、どの様な箇所を適切に保護・保管したかについて説明がない。
  - ・二次製品等の角かけ等が、見受けられる。

## 検査にあたっての留意点（出来形管理）

- (1) 社内管理基準を設けているが、管理方法について施工計画書に記述がない。
  - ・結果として基準内に入っても計画的に管理しているとは言えない。精度を上げるための具体的な内容が必要。
- (2) (一)の規格値のみの設定の場合、(+)側に大きく偏っている場合が多い。
  - ・±0を基準に偏りを管理して、はじめて「ばらつき」が少ないと評価できる。
- (3) 不可視部分の出来形管理は写真で確認が必要。
- (4) 出来形管理基準に基づいて管理が行われていないものが見受けられる。
  - ・対象工種にあった測定項目になっていない。
  - ・測定項目(延長など)が見落とされている場合がある。
- (5) 出来形管理基準にない工種について、受注者が独自に規格値を設定している例がある。
  - ・事前に監督職員と協議し、確定させておくことが必要。
  - ・自社の社内目標値を実現するための、共通仕様書を補足するものについても、同様に施工計画に記述しておくこと。
- (6) 現地の出来形は設計値以上に施工しているが、設計値にあわせ測定している。
  - ・測定表の信頼性に疑問あり。



## 検査にあたっての留意点（品質管理）

- (1) 品質管理基準に基づいて管理が行われていないものが見受けられる。
  - ・対象工種にあった測定項目になっていない。
  - ・測定項目が見落とされている場合がある。
- (2) 品質管理基準にない工種について、受注者が独自に規格値を設定している例がある。
  - ・事前に監督職員と協議し、確定させておくことが必要。
- (3) 社内管理基準を設けているが、管理方法について施工計画書に記述がない。
  - ・品質向上のための基準値の設定も、品質管理計画に記述すること。
- (4) 土工関係
  - ・施工時の気象データが整理されていないことがある。
  - ・日々の含水比測定が行われていない。
  - ・締固め密度が100%を超えている。
  - ・構造物まわりの締固め状況が確認できない。
  - ・伐開作業で除根の処分を証明する資料が無い。
- (5) コンクリート関係
  - ・レディーミクストコンクリートの品質管理は受注者責任により確認し、品質を確保する必要がある。
  - ・コンクリート打設前の鉄筋等の表面状態を確認できない。
  - ・クラックを発見したが、監督職員に報告がなく、ひび割れ調査が実施されていない。
  - ・クラック調査を行ったが、クラックがなかったので報告様式だけを提出した。
  - ・コンクリート打設の状況が写真等で不明確な場合がある。  
(打ち込み高さ、締め固め厚、バイブレータの挿入方法を明確に！)
  - ・コンクリート養生記録(温度・養生方法等)がない。(養生状況等を確認できる資料が必要)
  - ・コンクリートの打継処理の状況が確認出来ない。(レイトンス処理の状況写真が必要)



# 検査にあたっての留意点（品質管理）

## (6) 舗装

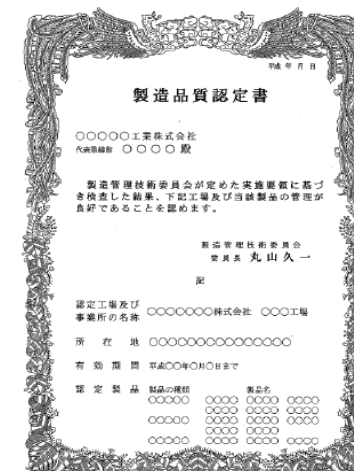
- ・舗装・路盤の施工に先立って、路盤・路床面などの浮き石等の有害物の除去した資料がない。
- ・合材運搬の温度低下シートの実施状況が確認できない。(確認写真がない)
- ・コンクリート舗装のタイバー等が錆びている。

## (7) その他

- ・法面工において、吹き付け面の土壌試験の確認資料がない。
- ・種子吹き付けで、特記仕様書に明示されている種子配合と現場の吹き付け種子と合っていない。
- ・鋼橋架設において、高力ボルトの保管状況が確認出来ない。
- ・現場塗装において、気温・湿度の記録に不足がある。

## (8) その他材料

- ・JIS規格外二次製品の品質証明として、製造管理技術委員会の「製造品質認定書(写し)」が提出されていない。
- ・二次製品検査の効率化を図るため材料確認は、品質証明資料として、認定書の写しと「製品構造図」「配筋図」のみ提出する。



## 写真管理

- (1) 工事用黒板に記載されている文字が判読不可能な場合がある。
  - ・工事用黒板は、撮影位置や測定の詳細について補助するもの！
- (2) 不可視部分は、写真で確認が必要。
  - ・不可視部分を、写真管理計画に、記述すること。



---

# 工事施工の円滑化Q&A

- ・このQ&Aは、受注者等から寄せられた質問をもとに回答を作成したものです。
- ・回答に疑義のある場合は、企画部技術管理課に問い合わせして下さい。

## 工事施工の円滑化(Q&A)

### 【Q1】 概略、概数発注の対応

・現場では、補正予算等の執行により設計ストックが減少しているためか、概略、概数発注による工事が多くなっており、これらの工事においては、実施設計やこれに係る対外協議が未了のものが多くあり、工程、段取り、積算等でたいへん苦慮しており、円滑な対応をお願いしたい。

### 【A1】 概略、概数発注の対応

・工事発注にあたり、対外協議が未了の場合や直ちに工事着手できない場合には、特記仕様書に必要な条件(時期)を明示することとしています。「条件明示の手引き」を引き続き活用し、適正な明示となるようにします。

・工事受注者と設計者の連携強化により、円滑な業務執行を行うため、発注者、工事受注者、設計者等により構成される「工事円滑化推進会議」を開催を監督員等に要望して下さい。

### 【Q2】 中止費用

・工事を中止した場合の費用はどうなるのか？

### 【A2】 中止費用

・工事を中止した場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更の対象となります。増加費用等は、発注者が工事の一時中止を指示し、それに伴う増加費用等(工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用)について受注者から請求があった場合に適用するものとなります。

## 工事施工の円滑化(Q&A)

### 【Q3】 新規工種の追加

- ・新規工種が追加される場合、速やかな設計変更を行う事になってはいますが、時間を要する場合には、施工内容一部変更指示書によるものとなっており、下請契約や予算管理が適切に行えない。

### 【A3】 新規工種の追加

- ・新規工種の変更契約手続きについては、工事の段階ごとに工事の円滑化推進会議を開催しており、その中の設計変更等検討部会により、工事实施の課題解決、変更の取扱いの決定を受発注者間で取り組んでいるところです。
- ・工事契約書上では、契約書第18条の「条件変更等」に該当するなどして、その内容が変更になる場合は速やかに契約変更を行うこととされているが、止むえない事情により契約変更を行うことができない場合は、総括監督員が受注者に施工内容の一部変更指示書により指示することとされています。
- ・なお、設計変更等検討部会の開催は、受注者からの発議も受け付けておりますので、引き続き本制度を活用して頂きたい。

### 【Q4】 CAD仕様に修正する場合の費用負担

- ・発注図の電子データがCAD用になっていない場合、CAD用に修正するための費用負担は誰なのか？

### 【A4】 CAD仕様に修正する場合の費用負担

- ・完成図の元図となるべき発注図は、発注者の責任で作成するべきものです。照査の範囲も超えていると考えられるので、受注者が修正する場合は精算変更で計上するべく協議を行って頂きたい。

## 工事施工の円滑化(Q&A)

【Q5】 ASPは必ず利用しなければならないのか  
・利用しなくてもいい場合は？

【A5】 ASPは必ず利用しなければならないのか  
・ASPの通信環境が整っていない等の場合は、監督職員と協議して下さい。

【Q6】 ASPのベンダー  
・ASPのベンダーは受注者が自由に選択しても良いのか？

【A6】 ASPのベンダー  
・ASPのベンダーについては、監督職員と相談のうえ決定して下さい。  
・土木工事の情報共有システム活用ガイドライン（平成23年4月）では、「発注者は、監督職員が同一の情報共有システムを利用するように努めてください。」と記載されています。

【Q7】 中間技術検査の時期  
・中間技術検査を行う場合、時期に決まりはあるのか？

【A7】 中間技術検査の時期  
・中間技術検査は、**主たる工種が不可視となる工事の埋め戻し前**など、施工上重要な変化点などや部分使用する場合において設計図書との適合を確認することにより、**できるだけ手戻りを少なくする**などの目的で行うものです。したがって、**完成直近**における中間技術検査は好ましくありません。また、主要工種が終了してから行うのではなく、その**途中で行うことが技術力向上のため望ましい**と考えます。

## 工事施工の円滑化(Q&A)

### 【Q8】 協議等が難航した場合の相談先

- ・監督職員との協議等が難航した場合に相談する窓口等はあるのか？

### 【A8】 協議等が難航した場合の相談先

- ・事業執行に関する相談、苦情等については、本局の主任監査官、技術調整管理官または事務所の副所長が相談窓口となっていますのでご活用下さい。

### 【Q9】 技術提案内容の履行について

- ・技術提案した内容について、履行できなくなった場合どうすればよいのか？

### 【A9】 技術提案内容の履行について

- ・技術提案した内容を履行しないと、工事成績が減点等されます。ただし、現場条件の変更など合理的な理由がある場合は監督職員に相談して下さい。最終的には総括監督員との協議で変更が可能な場合があります。

# 「工事施工の円滑化4点セット」等の入手方法

PDFビューワ機能を有するアプリをインストールしていない方はこちらをご確認下さい。

4点セットをスマートフォンやタブレットで見るとは、お手持ちの端末にPDFビューワ機能を有するアプリのインストールが必要です。

<PDFビューワ機能を有するアプリの例>

- ・ Adobe Reader (無料)
- ・ PDF Reader (無料)
- ・ Perfect Viewer PDF (無料) 他

すでに上記アプリをインストール済の端末では本作業は必要ありません。手順1にお進み下さい。また、端末のOS (アンドロイド、Windows、iOS等) によりインストール手順が違いますので、お手持ちの端末の取扱説明書等でアプリのインストール手順をご確認下さい。

↓例えば、アンドロイド端末でのアプリのインストール手順は以下のとおりです。

①アンドロイド端末で「Playストア」へアクセス



②検索バーにインストールしたいアプリ名を入力するか、「PDFビューワ」と入力して検索し、必要なアプリをタップ。  
(画像は「Adobe Reader」の事例)

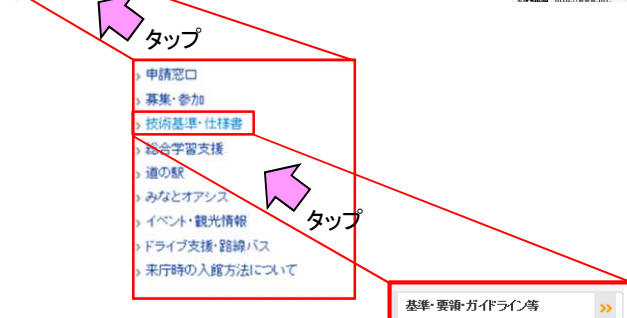


③アプリをインストール

## 手順1. 北陸地方整備局HPへアクセス

①北陸地方整備局のHPへアクセス

検索バーに「北陸地整」と入力して検索。  
URL <http://www.hrr.mlit.go.jp>



②お役立ち情報

>技術基準・仕様書をタップ\*



\*タップとは、指でタッチスクリーンを軽く1回たたくこと。

## 手順2. 4点セットの閲覧

③>工事施工の円滑化4点セット  
見たい資料のPDF版をタップし、ダウンロードする。  
[http://www.hrr.mlit.go.jp/gi\\_jiyutu/ki\\_jiyun.html](http://www.hrr.mlit.go.jp/gi_jiyutu/ki_jiyun.html)



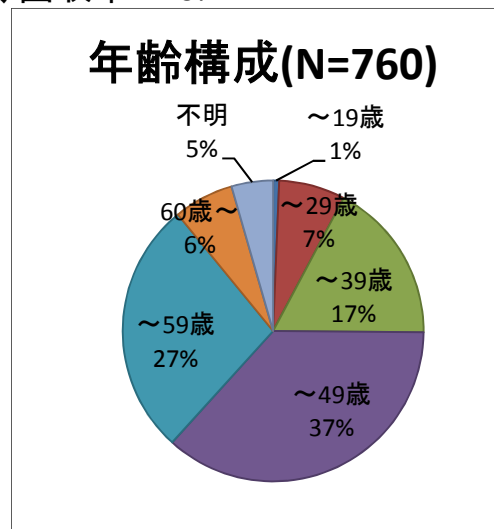
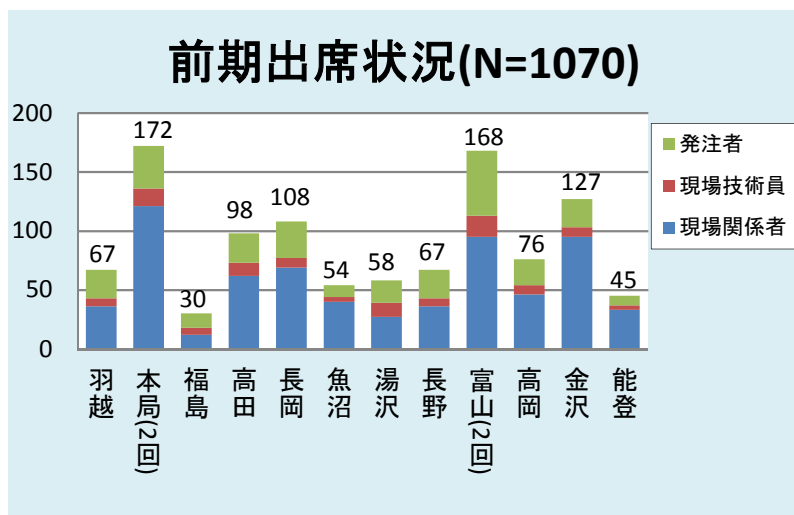
④ダウンロードした資料をPDFビューワ機能を有するアプリで開き閲覧。



# (参考) H29年度前期 生産性向上等説明会アンケート結果

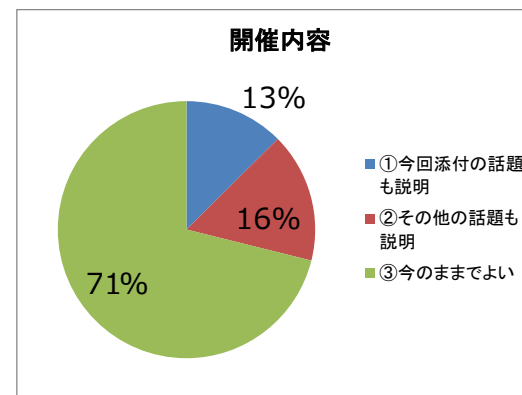
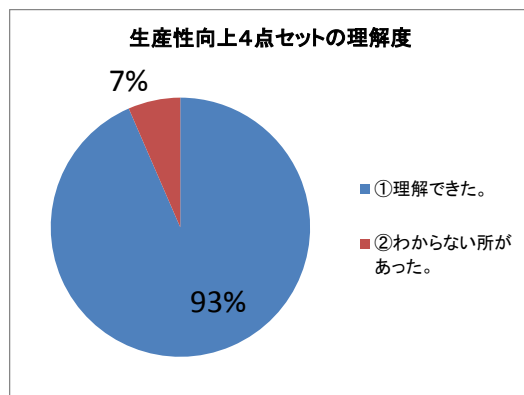
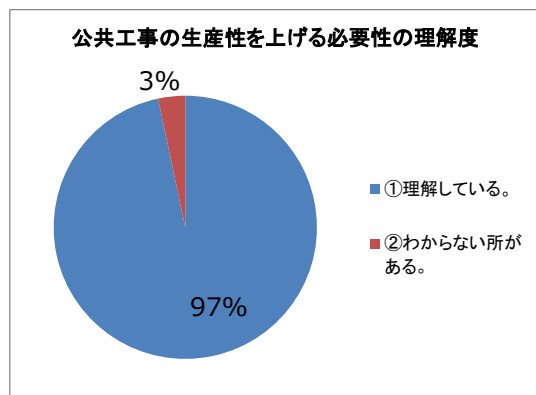
○北陸地整では、建設業が地域産業の中核として継続的に発展できるよう、建設現場のコスト削減や生産性向上の取り組みを確実に進めるため、工事の受注者(現場代理人等)や発注者(設計積算、監督検査担当職員)を対象に、生産性向上等説明会を開催しています。この取り組みは、平成21年度から継続的に実施しており、平成29年度前期は、6月28日～9月6日に管内12会場で延べ14回開催し、1,070名の参加をいただきました。

【前期アンケート実施結果】回収数760件、回収率71.0%



#### ●ご意見等

- ・半日では時間が足りない
- ・事故の具体例を説明するようにしてほしい
- ・営繕・建築に関する説明の時間をもっと多くしてほしい
- ・定期的に参加して知識を増やしたい
- ・参加できない人のための対策として、ビデオ方式による説明をHPIに掲載されると良い
- ・広く浅い説明となっているので、ポイントは強調して解説されると良い
- ・社会保険の加入問題について、個人事業主(一人親方)や外国人等 特殊な人の場合はどういった条件を満たす必要があるのか、説明してほしい





# 国土交通省直轄工事における社会保険等未加入対策の強化について

- 社会保険の加入問題について、個人事業主(一人親方)や外国人等の場合は、こういった条件を満たす必要があるのか説明して欲しい。→国交省のHPに詳しい説明が載っています。

The screenshot shows the official website of the Ministry of Land, Infrastructure, and Transport (MLIT) of Japan. The page is titled "建設業における社会保険加入対策について" (About Social Security Measures for the Construction Industry). The main content area includes a navigation menu on the left, a breadcrumb trail, and a list of news items. The news items are dated from 2020 to 2021 and discuss updates to social security regulations for construction workers, including standard contract amendments and guidance on insurance enrollment.

国土交通省

YouTube Twitter 本文へ 文字サイズ変更 標準 拡大 音声読み上げ・ルビ読み 英語

Google カスタム検索 検索 検索方法 サイトマップ

ホーム 国土交通省について 報道・広報 政策・法令・予算 オープンデータ お問い合わせ・申請

建設産業・不動産

建設業 建設市場整備 不動産

ホーム > 政策・仕事 > 土地・建設産業 > 建設産業・不動産 > 建設業における社会保険加入対策について

## 建設業

- 建設業 トップ
- 建設業の許可
- 経営事項審査
- 建設業に係る登録制度
- 公共工事の入札契約制度
- 共同企業体制度 (JV)
- 建設工事紛争審査会
- 建設業の国際展開支援施策
- 所管法令・通達一覧
- 建設業法令遵守
- 審議会・研究会報告等
- 建設工事標準請負契約約款
- ガイドライン・マニュアル
- 統計・データ

### 建設業における社会保険加入対策について

当ページでは国土交通省の進める建設業における社会保険加入対策について資料やQ&Aを掲載しています。ご不明点がある場合は下記窓口へお尋ねください。

- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」や現場入場についての問合せや相談  
→ 建設業フォローアップ相談ダイヤル 0570-004976 [LINE](#)
- 社会保険制度、加入手続き、加入義務のある保険や法定福利費についての問合せ  
→ 各都道府県社会保険労務士会
  - [チラシ](#)
  - [47都道府県社会保険労務士会の窓口一覧表](#)

その他の相談窓口については → [相談窓口](#) [へジャンプ](#)

## 1. お知らせ

【NEW!】

- 標準約款改正に伴い、国交省直轄工事における請負代金内訳書の取扱い及び各団体に於ける約款改正への配慮について通知しました。(平成29年9月22日、26日)  
→ [\(国交省直轄工事での取扱い\)「請負代金内訳書の提出について」の一部改正について](#)  
→ [\(各建設業団体等\)建設工事標準請負契約約款の実施について](#)  
→ [請負代金内訳書への法定福利費の明示](#)
- 標準約款を改正し、請負代金内訳書に法定福利費を明記することとしました。(平成29年7月25日)  
→ [標準約款掲載ページへ](#)
- 下請指導ガイドラインにおける現場入場等の取扱いについて、あらためて整理しました。(平成29年4月3日)  
→ [「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における現場入場等の取扱いについて](#)  
→ [資料1「適切な保険について」、資料2「社会保険労務士の相談窓口」](#)

## ▼過去の新着情報

## 2. 知りたいことを探す

詳細

# 国土交通省直轄工事における社会保険等未加入対策の強化について

- 社会保険の加入問題について、個人事業主（一人親方）や外国人等の場合は、こういった条件を満たす必要があるのか説明して欲しい。→国交省のHPに詳しい説明が載っています。

<b>建設市場整備</b>
● <a href="#">建設市場整備 トップ</a>
● <a href="#">建設関連業</a>
● <a href="#">専門工事業等</a>
● <a href="#">建設マスター/組合制度等</a>
● <a href="#">CM方式等の活用</a>
● <a href="#">労働・資材対策</a>
● <a href="#">建設産業の振興</a>
● <a href="#">建設業におけるEDIの普及促進</a>
● <a href="#">建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置</a>
<b>不動産業</b>
● <a href="#">不動産業 トップ</a>

## 2. 知りたいことを探す

よくある質問	回答・参考資料	詳細はこちら
[1] 自社の加入すべき保険は何か。	事業所の形態等によって加入すべき保険が異なりますので、次の表でご確認ください。→ <a href="#">加入義務一覧表</a>	1
[2] 保険に入っていないと現場入場できないか。	「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」では「適切な保険に加入していることを確認できない作業員については、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべき」としています。これについての <a href="#">一問一答</a> や、 <a href="#">ガイドライン上の適切な保険の一覧表</a> をご覧ください。	3
[3] 法定福利費やそれを内訳明示した見積書とは何か。	法定福利費とは、社会保険料の事業主負担分です。これまで総額で作成されていた見積書に法定福利費を内訳として明示することで、下請企業が法定福利費を確保できるよう業界をあげて取り組んでいます。→ <a href="#">内訳明示した見積書の概要</a>	4
[4] 見積書に内訳明示する保険の種類及びその料率は？	基本的に、健康保険(介護保険含む)・厚生年金保険(子ども・子育て拠出金含む)・雇用保険の事業主負担分です。保険料率は都度変更され、所管の官庁HPで公開されています。(料率やHPへのリンクは右側の4をクリックしてください。)あわせて、 <a href="#">見積書の作成手順</a> もご覧ください。(作成手順(簡易版)もございます。)	4
[5] 自社の加入すべき保険など、社会保険制度についてどこに相談したら良いか。	各都道府県に社会保険労務士による相談窓口を設けています。→ <a href="#">社会保険労務士相談窓口一覧</a>	5
[6] 一人親方の保険加入はどのようにしたら良いか。	請負として働く場合、個人で国民健康保険と国民年金へ加入することとなります。ただし、実態が労働者として働いている場合は、使用されている企業の保険に加入しなければならない場合があるなど注意が必要です。→ <a href="#">一人親方の保険加入にあたっての判断事例集</a>	6
[7] その他、よくある質問	<a href="#">Q&amp;A(よくある質問)</a> をご覧ください。	6

### 1 事業所形態別の社会保険の加入義務

事業所の形態等により、加入すべき保険が異なりますので、次の表でどの保険に加入すべきかを確認してください。

# 国土交通省直轄工事における社会保険等未加入対策の強化について

## みんなで進める「一人親方」の社会保険加入

自分自身で、会社を通じて、「一人親方」も、  
社会保険への加入が求められます。

病気やけが、退職、老後の生活などに対応するため、全国民が加入する権利と義務をもつ社会保険制度が設けられています。建設業に従事する「一人親方」も、その働き方に応じた加入が法令で義務づけられています。

事業者としての働き方か、労働者としての働き方か、「一人親方」としての状況を見極めて社会保険加入を進めてください。



どちらの働き方ですか？

### 1 請負としての働き方に近い「一人親方」

- たとえば、仕事を依頼されている会社から・・・
- ・仕事が早く終わった後、予定外の仕事を頼まれたとしても断る自由がある
- ・毎日の仕事量や進め方などは一任されており、自分の裁量で判断できる
- ・工事の出来高見合いで報酬が支払われる

### 2 労働者としての働き方に近い「一人親方」

- たとえば仕事を依頼されている会社から・・・
- ・仕事が早く終わった後、予定外の仕事を頼まれたとしても断る自由がない
- ・毎日、細かな指示、具体的な指示を受けて働く
- ・一日当たりの単価など働いた時間により報酬が支払われる

事業主として、個人で社会保険に加入すればよい可能性が高いです。

(一人親方) 仕事を依頼されている会社の社会保険に加入すべき場合があります！  
(企業) 自社の従業員として、社会保険に加入させなければならない場合があります。

### 社会保険等に加入することのメリットは!?

- 医療保障 ▶ 怪我や病気になったとき、安い費用で医療を受けられます。
  - 老齢年金 ▶ 高齢になり働けなくなっても生涯一定の収入が得られます。
  - 障害年金・遺族年金 ▶ 万一障害を負ったりご本人が亡くなったとしても、ご本人や遺族の方は一定の収入が得られます。
- ※事業主としての働き方をされている「一人親方」が、業務災害または通勤災害を被った場合、労災保険に「特別加入」していることで、所定の保険給付が行われます。



◆国土交通省ホームページ「建設業の社会保険未加入対策について」には、社会保険未加入対策に関する資料を掲載しています。

[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk2\\_000080.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html)

◆下請指導の詳細は「社会保険に関する下請指導ガイドライン」をご参照ください。

<http://www.mlit.go.jp/common/001084932.pdf>

## 【一人親方向け】

# みんなで進める 一人親方の保険加入

## 社会保険加入にあたっての 判断事例集

- ◆働き方に応じた一人親方の保険加入・・・ P1
- ◆働き方の自己診断チェック ... P3
- ◆労働者性をめぐる裁判事例等 ... P5
- ◆建設労働者が加入すべき社会保険等 ... P9

平成25年3月



国土交通省